

# 高槻市一般廃棄物処理基本計画

平成27年12月

高 槻 市



# 目 次

ページ

第 1 部 総論	-----	1
第 1 章 計画策定の背景と目的	-----	1
第 2 章 計画の性格と位置付け	-----	2
第 3 章 計画期間	-----	4
第 4 章 本計画書の構成	-----	5
第 2 部 ごみ処理基本計画	-----	6
第 1 章 ごみ処理・リサイクルの現状と基本的課題	-----	6
第 1 節 ごみ発生状況やリサイクル等に関連する基本的情報	-----	6
第 2 節 ごみ排出量・ごみ質の動向	-----	9
第 3 節 ごみ減量・リサイクル及び処理システムの現状	-----	16
第 4 節 一般廃棄物処理基本計画策定に係る基本的課題	-----	24
第 2 章 基本構想	-----	27
第 1 節 計画策定の視点	-----	27
第 2 節 計画の基本理念	-----	29
第 3 節 計画の基本方向	-----	30
第 3 章 減量目標	-----	31
第 1 節 このまま推移した場合のごみ発生量の予測	-----	31
第 2 節 減量目標値	-----	32
第 3 節 減量化に向けた工程	-----	36

第4章 基本施策	38
第1節 2R（発生抑制・再使用）行動の浸透と 三者協働による取組体制の確立	38
第2節 リサイクルシステムの推進	41
第3節 ごみ適正処理の推進	46
第4節 循環型処理システムの計画的な整備	51
第5節 美しいまちづくりの推進	55
第3部 生活排水処理基本計画	57
第1章 生活排水処理の現状と基本的課題	57
第1節 生活排水処理の現状	57
第2節 計画策定に係る基本的課題	61
第2章 基本計画	62
第1節 計画目標年度	62
第2節 し尿・浄化槽汚泥発生量の予測	62
第3節 生活排水処理基本計画	63
第4部 計画推進に向けて	65
第1章 基本計画推進のための施策	65
第1節 基本計画推進のための実施計画等の策定と相互連携の強化	65
第2節 計画推進のための整備項目	66
第2章 環境マネジメントシステムの考え方に基づく計画の進行管理	67

# 第1部 総論

## 第1章 計画策定の背景と目的

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、私たちの生活に豊かさや快適さをもたらした一方で、環境汚染、ごみ量の増加等の地域に対する環境負荷を増加させるとともに、天然資源の枯渇、地球温暖化現象の顕在化等の地球規模の資源・環境問題を引き起こしてきました。このような状況の中でごみに関しては、環境負荷軽減のために焼却量等の削減が求められています。また、地球資源を有効に活用するため、人々に“もったいないの心”を育み、使い捨て社会からの脱却が必要となっています。

昭和40年代後半のオイルショックから立ち直り景気が回復した頃から、全国的にごみ量が増加し、焼却施設や最終処分場の不足が大きな社会問題となり、国においては、平成の時代に入ると廃棄物処理法(\*1)を改正、資源有効利用促進法(\*2)を制定し、さらに、平成10年代に入ると発生抑制と再使用を最優先とし、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をめざした循環型社会形成推進基本法を定め、さらに、容器包装リサイクル法(\*3)等の各種リサイクル法を施行・制定する等、循環型社会形成のための法体系を整備してきました。

一方本市では、平成4年12月に資源循環型都市高槻市をめざし「高槻市におけるごみ減量・再資源化システムと推進に関する最終提言(愛称サンプラン)」を取りまとめるとともに、平成15年1月に「市民・事業者・行政が協働し、地球環境にやさしいエコシティたかつきを実現する」を基本理念とした、高槻市一般廃棄物処理基本計画を策定しました。その後、平成20年3月に高槻市一般廃棄物処理基本計画を改定し、同計画に基づき本市ではごみ減量施策等一般廃棄物に関する各種施策を推進してきました。この結果、同計画に掲げた減量目標についてはおおむね達成し、ごみ排出量についても大きく削減することができました。また、同計画で重点課題であった高槻クリーンセンター第一工場については、平成27年3月から施設規模150t/日の更新事業に着手しています。

このように各種施策を同計画に基づき推進してきましたが、同計画は平成27年度が最終目標年度であり、今年度において、最近の社会経済の動向、法制度の改正や新たな制定、市民のライフスタイルや意識の変化等を踏まえ、平成28年度から37年度を計画期間とする高槻市一般廃棄物処理基本計画を新たに策定しました。

---

(備考)

- \*1 廃棄物処理法：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年制定)。
- \*2 資源有効利用促進法：最初に平成3年に制定されたのは「再生資源の利用の促進に関する法律」(略称はリサイクル法)。その後内容が改正され「資源の有効な利用の促進に関する法律」(略称は資源有効利用促進法)に名称変更。
- \*3 容器包装リサイクル法：「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年制定)。各種リサイクル法とは、容器包装に加え、家電、小型家電、食品等のリサイクル推進のための法律。

## 第2章 計画の性格と位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法第6条で、当該市町村区域内の一般廃棄物処理に関する基本的な事項を定めることが義務づけられ、盛り込むべき内容が示されているものです。法律の要求事項に加えて、本市としての計画の性格を以下のように設定して、高槻市一般廃棄物処理基本計画を新たに策定しました。

- ①循環型社会形成に関わる法律や条例と整合性を保ちつつ、高槻市総合戦略プラン（第5次高槻市総合計画 平成23年3月策定）や第2次高槻市環境基本計画（平成24年3月策定）を上位計画とし、また、本市独自の環境マネジメントシステム（平成24年度から適用）やたかつきエコオフィスプラン（平成23年3月策定）の内容も踏まえた内容です。
- ②本計画を、今後10年間にわたる本市の一般廃棄物の減量・処理等のあり方についての指針として、一般廃棄物処理実施計画（年度ごとの計画）や分別収集計画（3年ごとに策定する容器包装ごみのリサイクルの計画）等を策定します。また、本計画はごみ減量施策やごみの適正処理に関する事業実施の基本方向を示しており、特に、ごみ減量目標を達成することは、今後の本市の処理施設の安定的・効率的・経済的な運用に大きく貢献します。
- ③生活排水処理基本計画は、高槻市生活排水処理計画書（平成23年11月策定）を基本としつつ、し尿・浄化槽汚泥発生量の予測については独自に設定しました。
- ④国・大阪府や近隣市と広域的事業を実施する場合の指針とします。
- ⑤循環型社会形成に向けて行政が取り組む主要施策の基本方向だけにとどまらず、市民・事業者が取り組むべき内容についても、その基本方向を定めています。
- ⑥本計画は、学識経験者・市民・事業者で構成される高槻市廃棄物減量等推進審議会から平成27年8月5日に答申された「高槻市一般廃棄物処理基本計画の策定に係る高槻市ごみ減量化についての提言」を反映して策定しています。

**【高槻市総合戦略プラン（第5次高槻市総合計画）における廃棄物処理の目標と方針】**

1 憩いの空間で快適に暮らせるまち

基本目標 1-3 将来に良好な環境を引き継げる社会を形成する

**■目標が実現した姿**

特に中心市街地の気温上昇をおさえることで、過ごしやすい良好な環境が創出されています。効率的なエネルギー供給・資源供給システムが確立し、持続可能な社会が形成されています。また、ごみやし尿が適切に処理されることで、衛生的な環境が持続的に維持されています。

**■目標達成の方針**

- 市街地における熱帯夜の日数を削減するための取組を行います。（行政、市民、事業者）
- 循環型社会構築に向けて、エネルギー・資源の効率的な利用を行います。（行政、市民、事業者）
- ごみやし尿の減量化、資源化等を図り、適切かつ効率的な処理を行います。（行政、市民、事業者）

**【第2次高槻市環境基本計画における循環型社会に関する望ましい環境像と環境目標】**

（環境像）限りある資源を活かして、ごみゼロをめざすまち

（環境目標）持続可能な循環型社会の形成

**■高槻市環境基本計画における循環型社会の基本方針**

○ごみ発生が少ない生活スタイル・事業活動の浸透

ごみ減量化の取組につながるような啓発活動・情報提供の方法を充実させるとともに、環境学習の推進や環境に負荷を与えない製品の普及を促進すること等により、ごみの発生が少ない生活スタイルや事業活動の浸透を図ります。

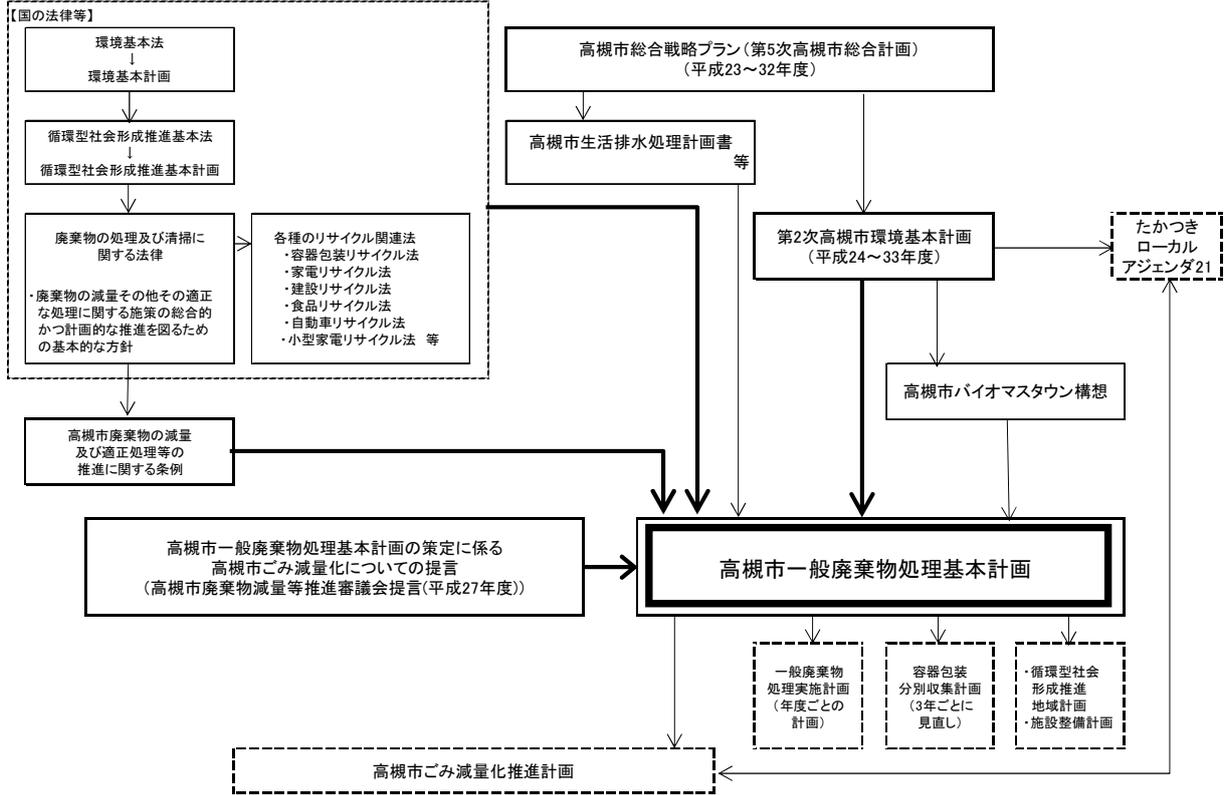
○再利用・リサイクルによる資源消費・廃棄物排出の抑制

ごみの分別排出ルールの周知や地域におけるごみ排出管理の徹底、リサイクル活動の活性化等により再利用やリサイクルを促進し、資源の消費や廃棄物排出量の抑制を図ります。

○リサイクルシステムの安定化

循環の輪を確立していくため、実際に回収を行う資源回収業者や再生を行う事業者との連携強化や、再び商品として再生された再生品の使用拡大を図ります。

図0-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ



### 第3章 計画期間

本計画は、平成28年度から平成37年度までを計画期間とします。

なお、計画期間内であっても計画の達成状況、社会経済情勢、循環型社会形成に係る法制度等が大きく変化した場合には、適宜見直しを行います。

	計画期間(年度)									
	平成 28 年度	29	30	31	平成 32 年度	33	34	35	36	平成 37 年度
高槻市 一般廃棄物処理 基本計画					○ 中間 年度					○ 最終 目標

## 第4章 本計画書の構成

一般廃棄物が「ごみ」と「し尿」に分かれることから、本計画書は、4部構成としました。

第1部：「ごみ」「し尿（生活排水）」の双方に関わる計画策定の目的、位置づけ、計画期間に関する総論

第2部：「ごみ」に関する基本計画

第3部：「生活排水（し尿・生活雑排水）」に関する基本計画

第4部：計画推進に向けて

## 第2部 ごみ処理基本計画

### 第1章 ごみ処理・リサイクルの現状と基本的課題

#### 第1節 ごみ発生状況やリサイクル等に関連する基本的情報

ごみが発生する量は、人口や産業活動の状況等によって大きな影響を受けます。高槻市一般廃棄物処理基本計画を見直す前提として、ごみの発生や減量に関わりが深い基本的な情報を以下に整理しました。

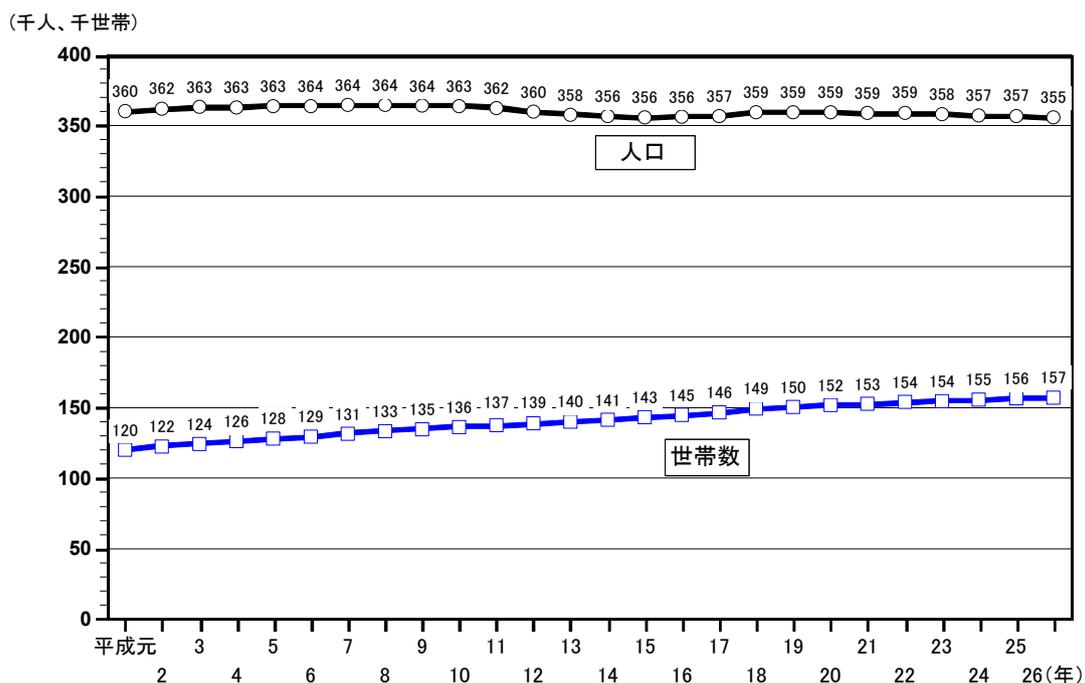
##### (1) 人口・世帯数の動向と高齢社会の進行

平成7年の約36万4千人をピークに、人口は減少傾向にありましたが、平成17年にやや増加傾向を示しました。しかし、最近4年間は微減傾向を示しており平成26年の人口は約35万5千人です。一方、世帯数は徐々に増加し、平成元年の約12万世帯から平成26年には約15万7千世帯となっています。

また、全国的な傾向として、少子高齢化が進んでいますが、本市でも少子化、核家族化の進展により、平均世帯人員数は平成元年度の3.00人/世帯から平成26年度には2.27人/世帯となっています。

高齢化については、本市の平成22年の65歳以上の老年人口比率は23%（国勢調査）ですが、国立社会保障・人口問題研究所によれば、将来の本市の老年人口比率は平成37年に29%、42年に30%まで高まると推計されています（「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所））。

図1-1 人口・世帯数の推移

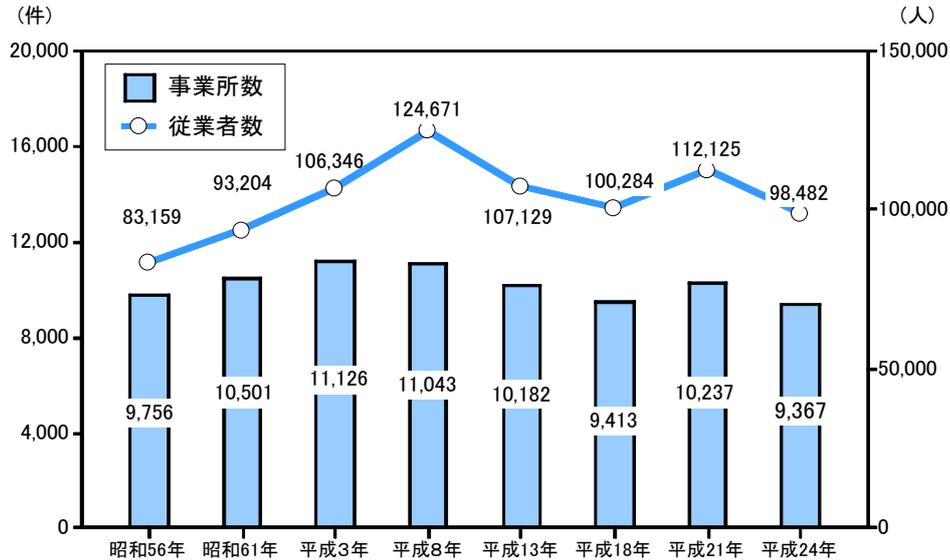


資料：各年度9月末の住民基本台帳人口

## (2) 事業所の状況

公務を調査対象に含む平成21年経済センサス基礎調査によれば、市内に、約10千の事業所があります。業種では、「卸売・小売業」、「宿泊、飲食サービス」、「生活関連サービス業（クリーニング店、美容院等）」、「医療・福祉」の割合が高くなっています。

図1-2 事業所件数及び従業者数の推移

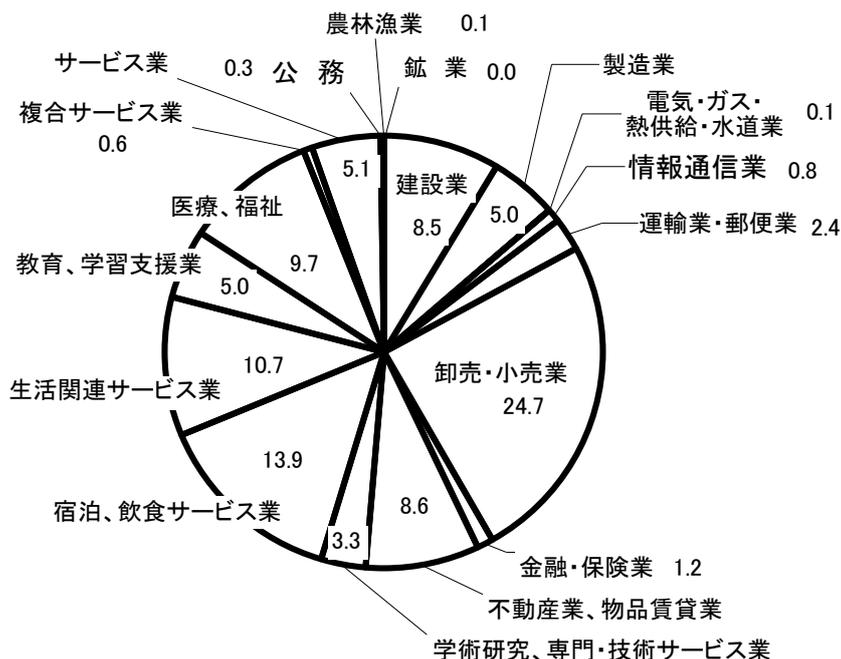


注1)平成21年以降の経済センサスは新しく創設した調査であり、事業所・企業統計調査と調査の対象は同様ですが、調査手法が異なることから、従来の事業所・企業統計調査との差数が全て増加・減少を示すものではありません。(総務省統計局)

2)平成24年には公務が含まれていません。

資料:事業所統計調査、事業所・企業統計調査、経済センサス(総務省統計局)

図1-3 事業所件数の業種別割合



資料:平成21年経済センサス基礎調査(総務省統計局)

### (3) 学校の状況

小学校や中学校では環境教育に取り組んでいます。小学校4年生を中心に、総合学習の時間等で、自らが暮らしの中で排出しているごみと環境問題の関わりを学んでいます。市内の42小学校、19の中学校及び養護学校で学校給食を実施しているため、調理に伴って、生ごみが発生します。現在は、11の小学校で、機械式の堆肥化装置が設置され堆肥化に取り組んでいます。

表1-1 市内の学校数

	保育所 (認可)	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学・短期大学
市立	14	23	41	18		
府立					6	
私立	31	10	1	4	4	5
計	45	33	42	22	10	5

注)保育所は平成26年10月1日。他は平成26年5月1日。

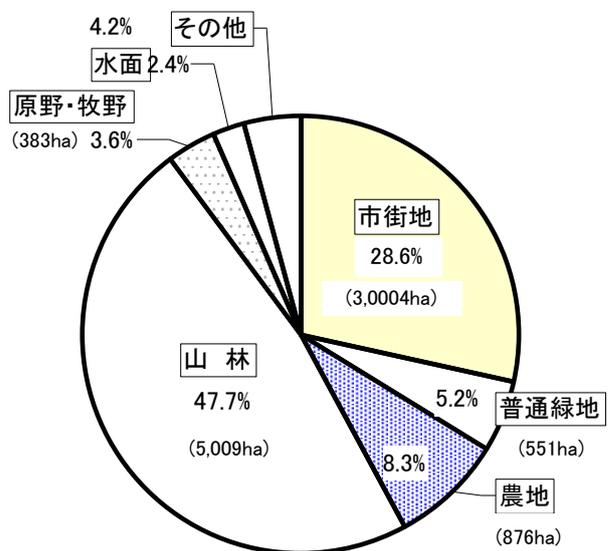
資料:高槻市統計書(平成26年版)

### (4) 山林・農地等の状況

市内北部には、山林・農地が広がっています。平成22年度現在の市内山林面積は約5,009ha、農地面積は約876haです。普通緑地、農地、山林、原野・牧野を合わせると、市内全体の約64%、約6,819haが緑地です。

これらの緑地は、剪定枝や生ごみから生産した堆肥の利用先となる可能性があります。

図1-4 市内の土地利用状況



資料:平成22年度都市計画基礎調査

## 第2節 ごみ排出量・ごみ質の動向

### (1) ごみ排出量の動向

高槻クリーンセンターに搬入されているごみの量の推移を図1-5に示しました。本市のごみ排出量は平成元年度に13万5千tであったものが、平成13年度には17万7千tと3割以上も増加しましたが、平成14年度以降は減少傾向を示し、特に、事業系ごみが平成20年度の7万3千tから22年度には3万9千tと大きく減少したことにより、平成26年度では総ごみ排出量は10万8千tとなっています。

家庭系ごみ、事業系ごみ別に1人1日当たりごみ排出量の推移をみると、図1-6に示すように、1人1日当たりの家庭系ごみ量は平成元年度以降横ばいで推移していましたが、平成15年度からは減少しています。一方、事業系ごみ量は、平成6年度に実施した手数料改定で一旦減少したものの、再び増加し、平成13年度にピークとなりました。その後、平成14年度以降は、景気の低迷による影響もあり、ゆるやかな減少傾向を示していましたが、高槻クリーンセンターに搬入されていた事業系ごみに対する搬入規制を強化することにより、ごみ搬入量を大きく低下させました。その後、事業系ごみ排出の透明ごみ袋化、許可業者ごみ搬入手数料減免措置の段階的廃止等に取り組むことにより、事業系ごみは緩やかに減少してきています。

このようにごみ排出量は現行一般廃棄物処理基本計画を改定した平成20年度以降大きく減少しています。しかし、表1-2に示すように、本市のごみ排出量、リサイクル率、資源化量、焼却処理量等を、市民1人1日当たりの排出量で見ると大阪府内の人口10万人以上の22市の中でほぼ中間に位置し、さらに一層ごみ減量に努める必要があることが分かります。

図1-5 高槻クリーンセンターに搬入されるごみ量の推移

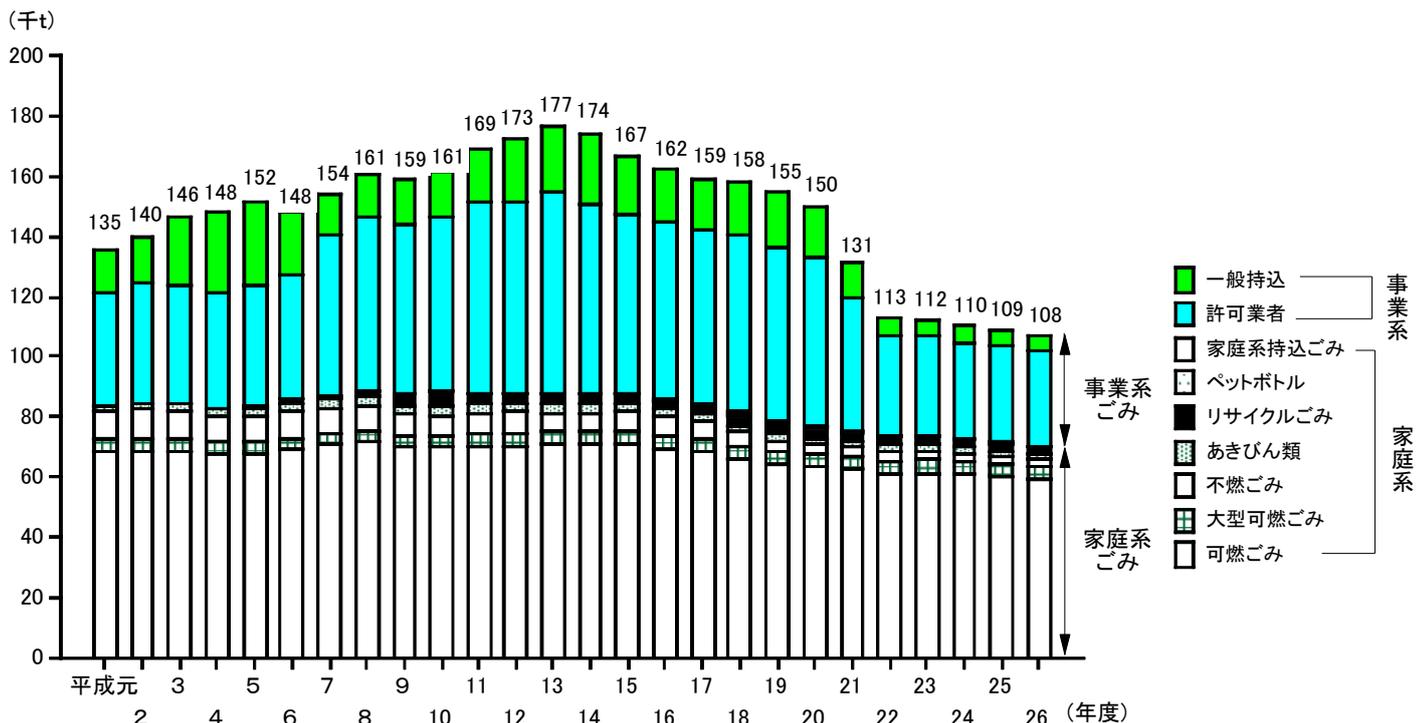


図 1-6 1人1日当たりの家庭系ごみ量及び1日当たりの事業系ごみ量

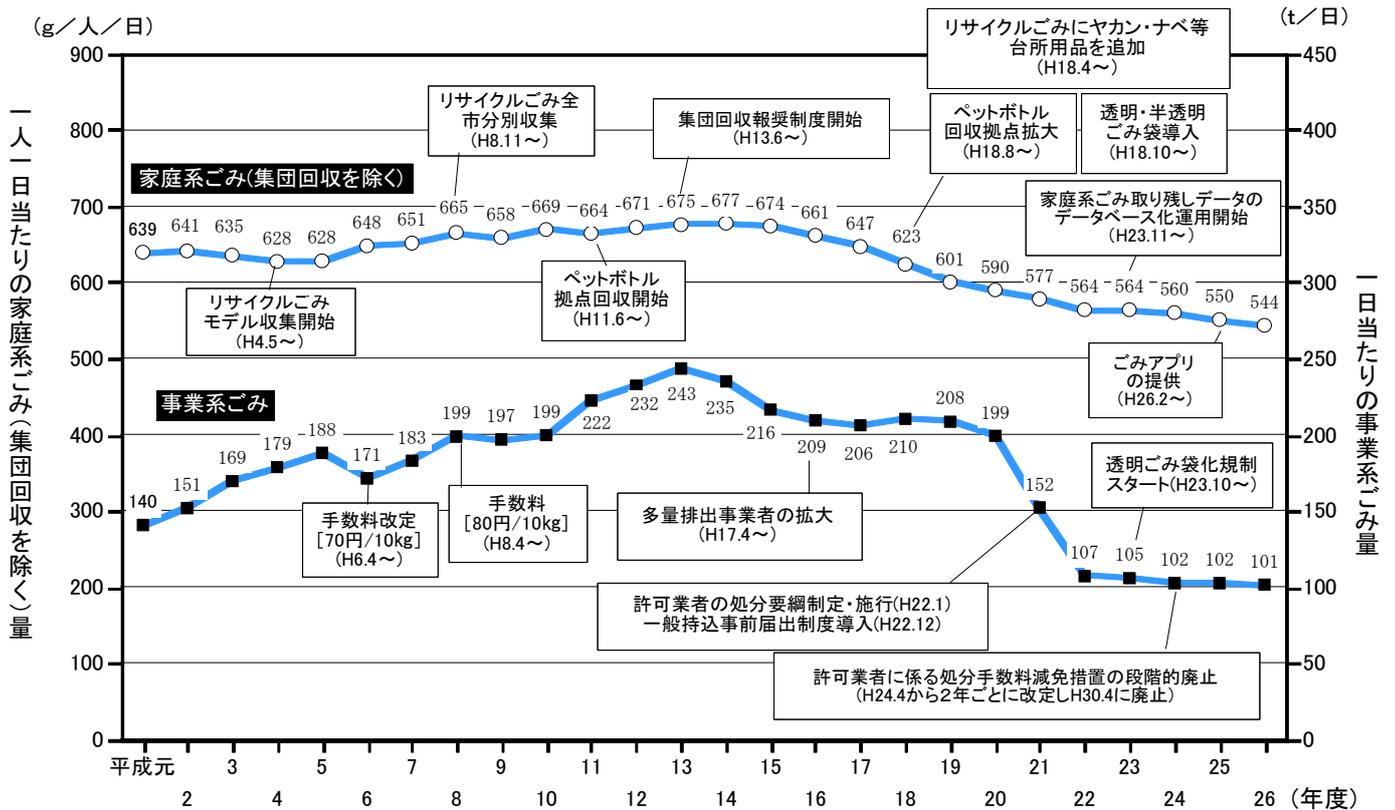


表 1-2 高槻市のごみ排出量、リサイクル率、焼却処理量等 (平成25年度)

	(g/人/日)			リサイクル率 (*2)	資源化量 (*3)	焼却処理量	最終処分量
	総ごみ排出量	生活系ごみ排出量(*1)	事業系ごみ排出量				
高槻市	836.4 (12位)	550.3 (11位)	286.1 (12位)	13.2% (16位)	121.9 (14位)	799.7 (12位)	91.6 (5位)
22市平均(*4)	958.4	522.2	436.2	13.8%	135.1	903.2	133.5
1位	726.4 (枚方市)	—	—	24.1% (河内長野市)	210.4 (河内長野市)	661.4 (枚方市)	39.8 (吹田市)
2位	760.5 (河内長野市)	—	—	21.8% (枚方市)	190.7 (寝屋川市)	668.3 (守口市)	55.6 (茨木市)
3位	776.3 (松原市)	—	—	21.5% (守口市)	186.2 (枚方市)	672.2 (河内長野市)	74.7 (守口市)

資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

- \*1 生活系ごみ排出量は家庭から排出された（直接搬入含む）、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみを合わせた量であるが、集団回収量は含みません。
- \*2  $\text{リサイクル率} = \frac{\text{直接資源化量（施設を介さず直接古紙問屋等へ搬入し資源化 0.0 t）} + \text{中間処理後再生利用量（破碎施設等による鉄回収等 4.3 千 t）} + \text{集団回収量（11.5 千 t）}}{\text{ごみの総処理量（108.9 千 t）} + \text{集団回収量（11.5 千 t）}} \times 100 = 13.2\%$  であり、環境省一般廃棄物処理実態調査の定義によるリサイクル率です。
- \*3  $\text{資源化量} = \text{直接資源化量（0.0 千 t）} + \text{中間処理後再生利用量（4.3 千 t）} + \text{集団回収量（11.5 千 t）}$  ※（ ）内は高槻市の値です。また、リサイクル率、資源化量とも、灰溶融処理量のウェイトが高い市は1～3位から除いています。
- \*4 22市平均とは、大阪府内人口10万人以上の22市の平均です。

## (2) 資源化量の動向

本市ではリサイクルごみ（あき缶類、スプレー缶類、金属製台所用品、古着類、古紙類、牛乳パック、雑がみ類、びん類）、ペットボトル（拠点回収）を分別し資源化しています。また、地域の自治会等が実施する集団回収への奨励金交付制度等を設け、地域での資源化の推進にも努めています。しかし、表1-3に示すように、本市の市民1人1日当たりの資源化量は約122g（平成25年度）で、これは大阪府内の人口10万人以上の市22市中14位という現状にあります。その原因としては、集団回収量やペットボトルの資源化量が少ないこと、プラスチック製容器包装の分別収集が未実施であること。また、古紙類をリサイクルごみとして収集していますが、雑がみの回収量が少なく、紙類の資源化量が少ないこと等が挙げられます。

表1-3 品目別資源化量の大阪府内22市間の比較（平成25年度）

	H25資源化量（直接資源化量、中間処理後再生利用量、集団回収量の計）																	
	紙類		金属類		ガラス類		ペットボトル		プラスチック類 （プラ製容器包装）		繊維類		その他 （溶融スラグ等）		集団回収		資源化量合計(*1)	
	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (多い順)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (多い順)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (多い順)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (多い順)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (多い順)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (多い順)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (多い順)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (多い順)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (多い順)
高槻市	10.8	7	5.1	22	14.0	12	1.1	21	0.0	—	2.2	5	0.0	—	88.7	8	121.9	14
22市 平均(*2)	8.2		10.4		13.1		4.7		16.5		1.0		10.2		71.0		135.1	
1位	39.6 (寝屋川市)		31.2 (茨木市)		21.5 (泉佐野市)		7.7 (松原市)		43.7 (寝屋川市)		4.3 (寝屋川市)		92.0 (茨木市)		128.0 (枚方市)		210.4 (河内長野市)	
2位	30.6 (守口市)		27.1 (羽曳野市)		21.3 (門真市)		6.6 (大阪市)		38.2 (守口市)		3.4 (河内長野市)		51.8 (堺市)		111.7 (河内長野市)		190.7 (寝屋川市)	
3位	24.1 (松原市)		24.4 (河内長野市)		20.7 (守口市)		6.3 (和泉市)		37.3 (岸和田市)		2.7 (豊中市)		22.8 (吹田市)		103.4 (茨木市)		186.2 (枚方市)	

資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

- \*1 資源化量合計では、灰溶融処理量のウェートが高い市は1～3位から除いています。
- \*2 22市平均とは、大阪府内人口10万人以上の22市の平均です。

## (3) ごみ質の状況

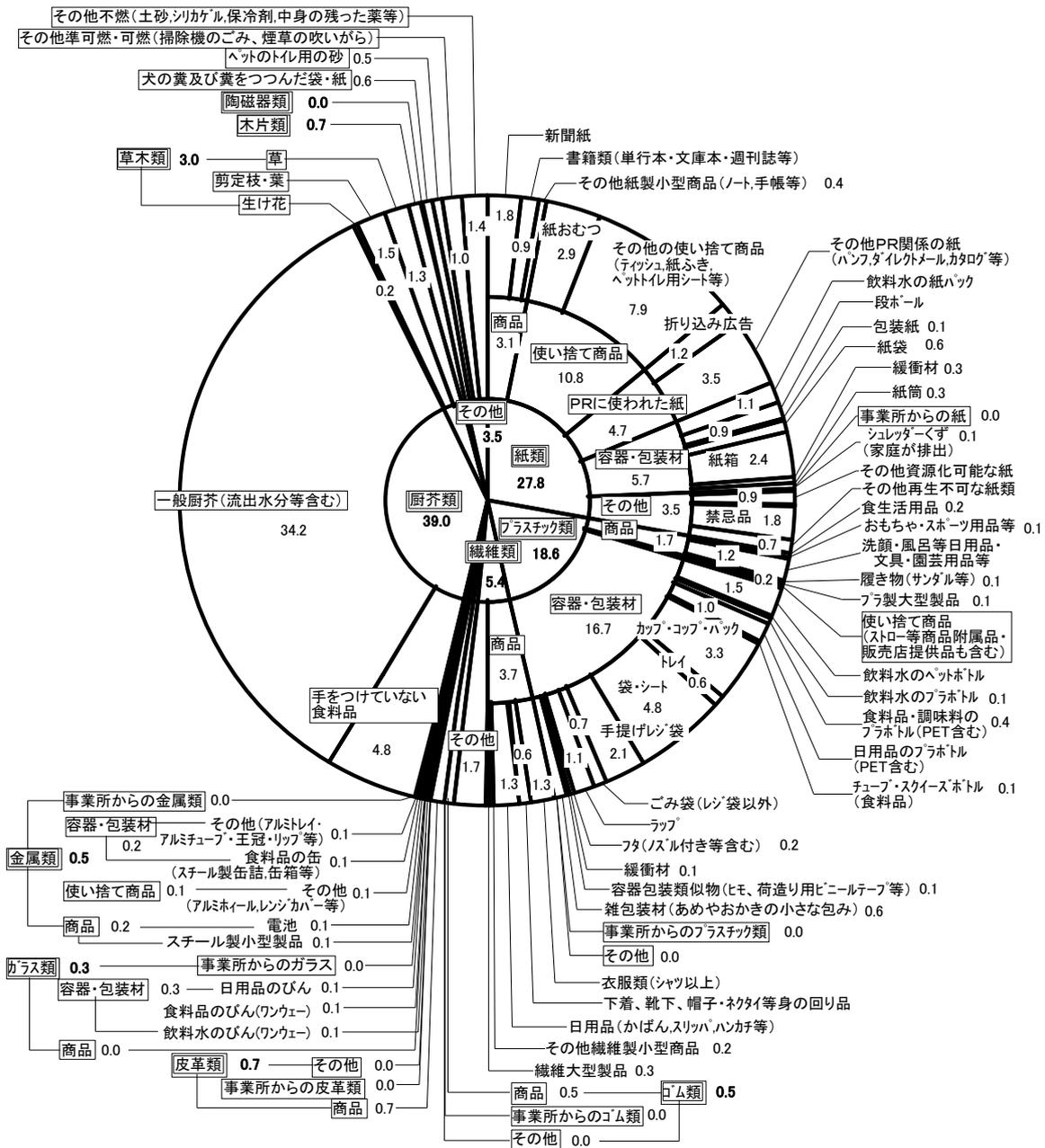
### ①家庭系ごみのごみ質

家庭から排出されている可燃ごみでは、図1-7に示すように、重量比では厨芥類が約39%で最も多く、次いで、紙類約28%、プラスチック類約19%となっています。可燃ごみの中には、新聞紙等の古紙類、プラスチック製容器包装、古布類等分別すれば資源化によりごみ減量可能な物がまだ含まれています。また、スーパーの手提げレジ袋、手をつけていない食料品等の市民や事業者が協力して取り組めば発生抑制が可能な物も含まれています。

図1-8には処理している家庭系ごみ（可燃ごみ、大型可燃ごみ、不燃ごみを合成したごみ）中の資源化可能物の割合を示していますが、新聞紙、段ボール、雑が

み（紙製容器包装（紙箱等）とその他資源化可能な紙（封筒・パンフレット等））、プラスチック製容器包装、ペットボトル、繊維類、びん、缶等を合わせて約22%（汚れている物や感熱紙、カーボン紙等の禁忌品は除く）含まれていました。また、表1-4には市民や事業者が協力して取り組みれば発生抑制が可能な物の排出状況を整理していますが、容器包装材（基本的には使い捨て型として使用）や使い捨て商品を合わせて約34%（重量比）含まれており、使い捨て型社会の見直しが必要です。

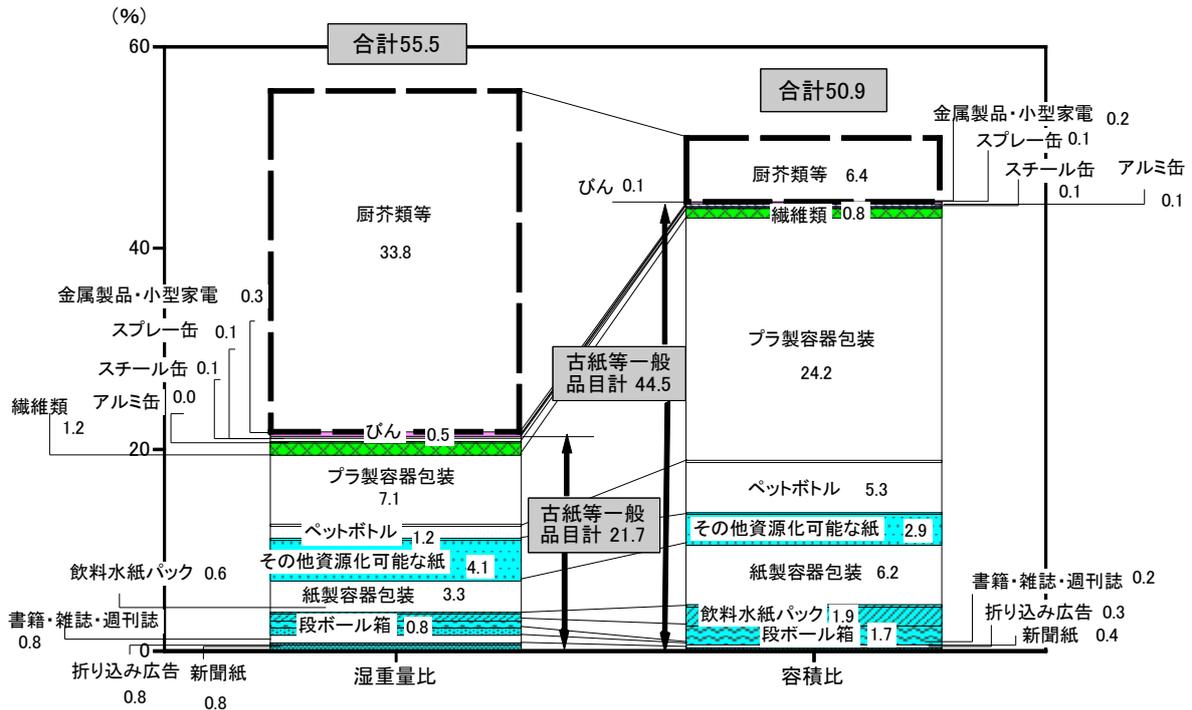
図1-7 家庭から排出されている可燃ごみの組成（重量比）



(平成26年度調査結果)

※大量に排出された剪定枝を除外した組成

図 1 - 8 処理している家庭系ごみ中に占める資源化可能物の割合  
(汚れている物や禁忌品は除く)



(平成 26 年度調査結果)

※処理している家庭系ごみとは、可燃ごみ、大型可燃ごみ、不燃ごみを合成したごみ  
※大量に排出された剪定枝を除外した組成

表 1 - 4 家庭系ごみ (4 収集区分合計) 中の発生抑制が可能な物の排出割合

	重量比 (%)	容積比 (%)	主な内容
手提げレジ袋	1.7	4.3	
ごみ捨て用再利用 (内袋利用含む)	0.8	1.8	ごみ捨て用の利用率は 47% (重量比)
手をつけていない食料品	3.9	1.4	
使い捨て商品	9.9	6.3	紙おむつ、ティッシュペーパー、使い捨て食器、使い捨てカイロ、レンジカバー、割り箸、猫の砂等
容器包装材	24.9	57.2	リターナブルびんは除く
合計	40.4	69.2	

(平成 26 年度調査結果)

※大量に排出された剪定枝を除外した組成

家庭から排出される資源化可能物全体量のうち、リサイクルごみや集団回収等の資源化できる排出先に出されている率を分別協力率といいます。各資源化品目別の分別協力率を表1-5に整理しました。紙類、ペットボトル、繊維類、ガラス類（びん）、金属類（缶、小型金属製品）等を合わせた分別協力率全体は約63%です。

表1-5 資源化可能物の分別協力率

	可燃ごみ＋不燃ごみ＋大型可燃中の割合(*1) %	平成26年度処理しているごみ中の資源化可能物排出量(t) a(*2) (65,854t×%)	既存回収量(t)b (平成26年度実績)				平成26年度分別協力率(%) b÷(a+b)	
			空きビン類・リサイクルごみ収集量(*3)	集団回収量	拠点店頭回収量	その他		合計
新聞紙＋折り込み広告 ①	1.60	1,054	182	7,265			7,447	87.6%
書籍類・雑誌 ②	0.77	507	611	2,056			2,667	84.0%
段ボール ③	0.84	553	712	1,392			2,104	79.2%
飲料水紙パック(アルミコーティング無し) ④	0.64	421	7	25			32	7.1%
従来から資源化されている古紙 ⑤=①+②+③+④	3.85	2,535	1,512	10,738	0	0	12,250	82.9%
雑がみ(紙製容器包装、葉書、パンフレット、ダイレクトメール等) ⑥	7.43	4,893	1	4			5	0.1%
資源化可能な紙類 小計(⑦=⑤+⑥)	11.28	7,428	1,513	10,742	0	0	12,255	62.3%
ペットボトル(飲料水・醤油等) ⑧	1.17	770	95	26			121	13.6%
繊維類(衣服) ⑨	1.22	803	208	616			824	50.6%
ガラス類(びん) ⑩	0.45	296	2,183	10			2,193	88.1%
金属類(缶、小型金属製品) ⑪	0.29	191	357	233			590	75.5%
合計(⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)	14.41	9,488	4,356	11,627	0	0	15,983	62.7%

\*1 平成26年度ごみ組成調査結果から、可燃ごみ、大型可燃ごみ、不燃ごみを合成して得た重量比(大量に排出された剪定枝を除外した組成)。なお、新聞紙は折ったまま捨てられた新聞紙の割合。

\*2 平成26年度収集量(可燃ごみ＋大型可燃ごみ＋不燃ごみ)×ごみ中の重量比。

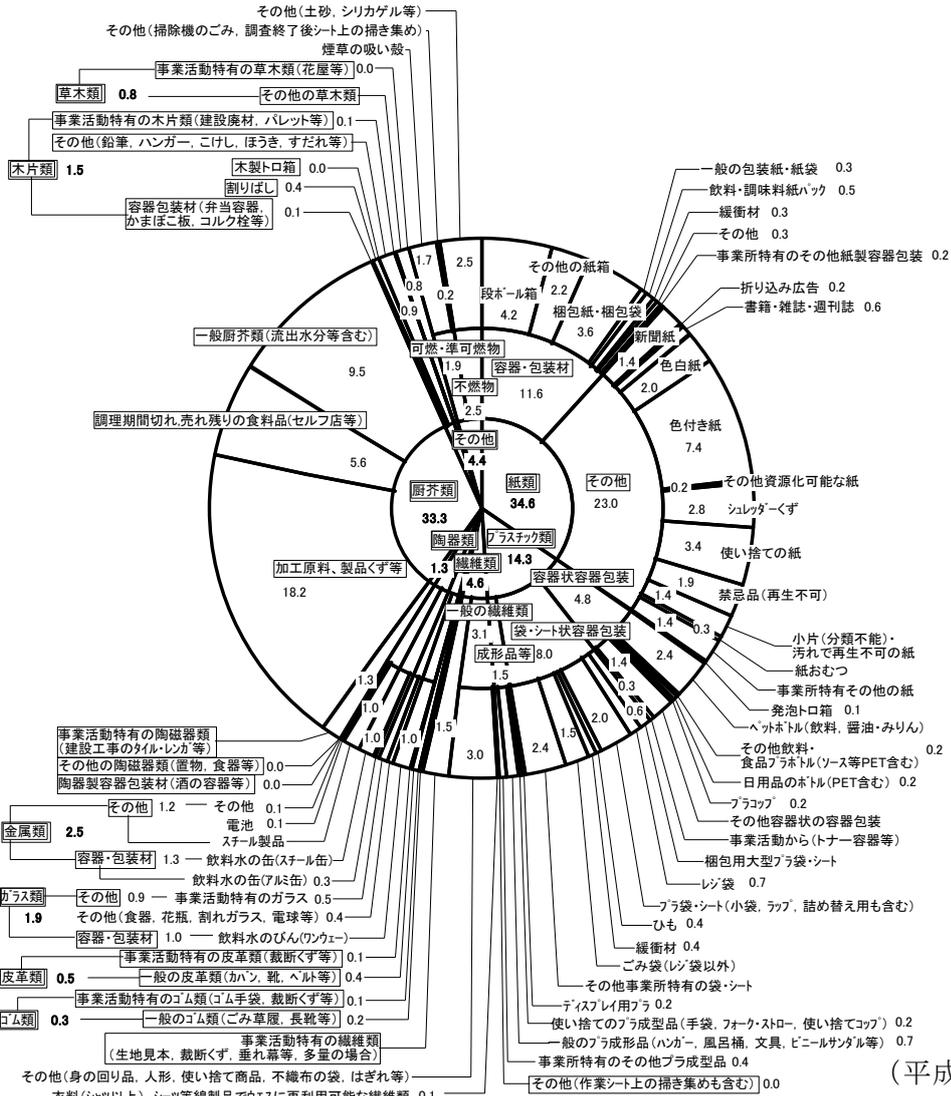
\*3 ガラス類のリサイクルごみ量は収集量。

## ②事業系ごみのごみ質

事業系ごみは、図1-9に示すように、重量比で紙類約35%、厨芥類が約33%、プラスチック類約14%となっており、また、図1-10に示すように、段ボール箱、新聞紙、色白紙(コピー紙)、色付き紙(パンフレット)等古紙類がかなり含まれており、分別排出の徹底により約22%(汚れている物や感熱紙、カーボン紙等の禁忌品は除く)のごみの減量は可能です。なお、売れ残り食品のように販売管理の徹底等の発生抑制の取り組みで削減可能な物も含まれています。

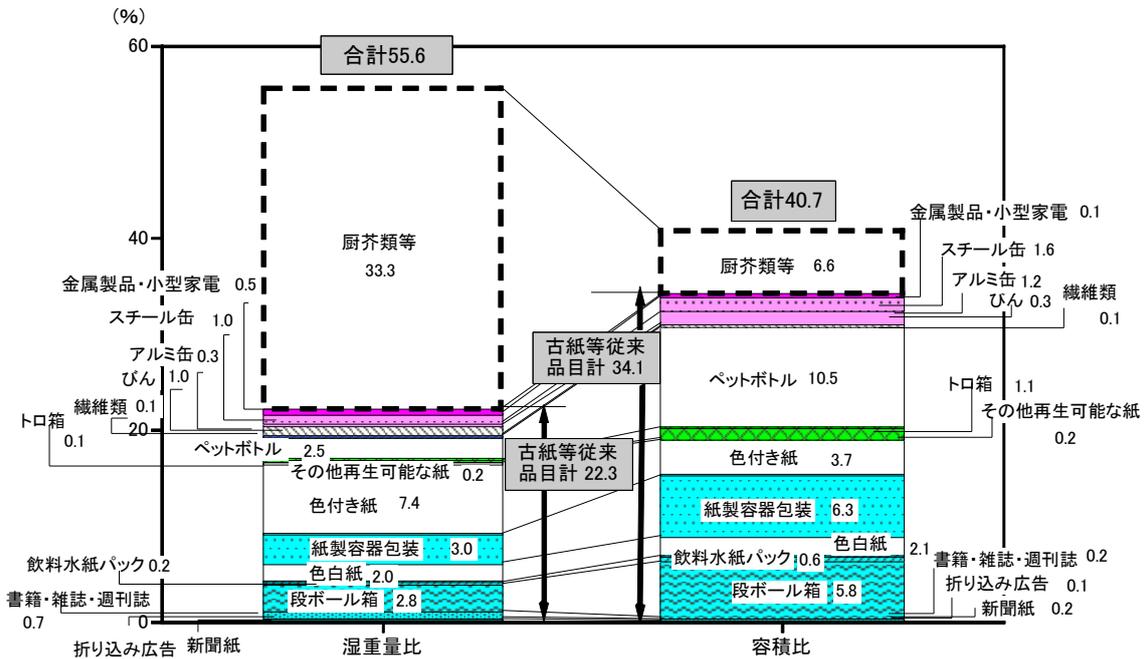
なお、食品ロスで削減が課題となっている厨芥類が家庭系ごみ(可燃ごみ)には約39%、事業系ごみには約33%含まれています。

図 1-9 事業系ごみの組成 (重量比)



(平成 26 年度調査結果)

図 1-10 事業系ごみ中に占める資源化可能物の割合 (汚れている物や禁忌品は除く)



(平成 26 年度調査結果)

### 第3節 ごみ減量・リサイクル及び処理システムの現状

#### (1) ごみの収集区分・搬入区分

本市では、昭和45年度から普通ごみの週2回定曜日収集を開始し、昭和48年度には大型可燃性ごみと不燃性ごみの分別区分が加わり、さらに、空きびん・ガラス類の回収3カ年計画の実施を経て昭和57年度に4種分別となりました。その後、平成4年度には、古紙、古布、缶、びんのリサイクルごみのモデル分別事業に取り組み、平成8年度に全市拡大して現在の「可燃ごみ」「不燃ごみ」「リサイクルごみ」「大型可燃ごみ」の分別収集(図1-11参照)となっています。「ペットボトル」の拠点回収は平成11年6月から実施しています。なお、収集は基本的には民間委託収集で高槻クリーンセンターに搬入しています。

事業系ごみは、許可業者収集及び一般持込で高槻クリーンセンターに搬入され、処理を行っています。

高槻クリーンセンターに搬入されたごみは、図1-12に示すような流れで、焼却等の中間処理を行い、最終的には、大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス)、本市最終処分場で埋立処理しています。

リサイクルごみやペットボトルは高槻クリーンセンターに搬入後、再生資源回収業者等に引き渡して資源化しています。

図 1-1-1 家庭系ごみの分け方・出し方

# 高槻市 家庭ごみの分け方・出し方

平成 26 年 4 月改訂

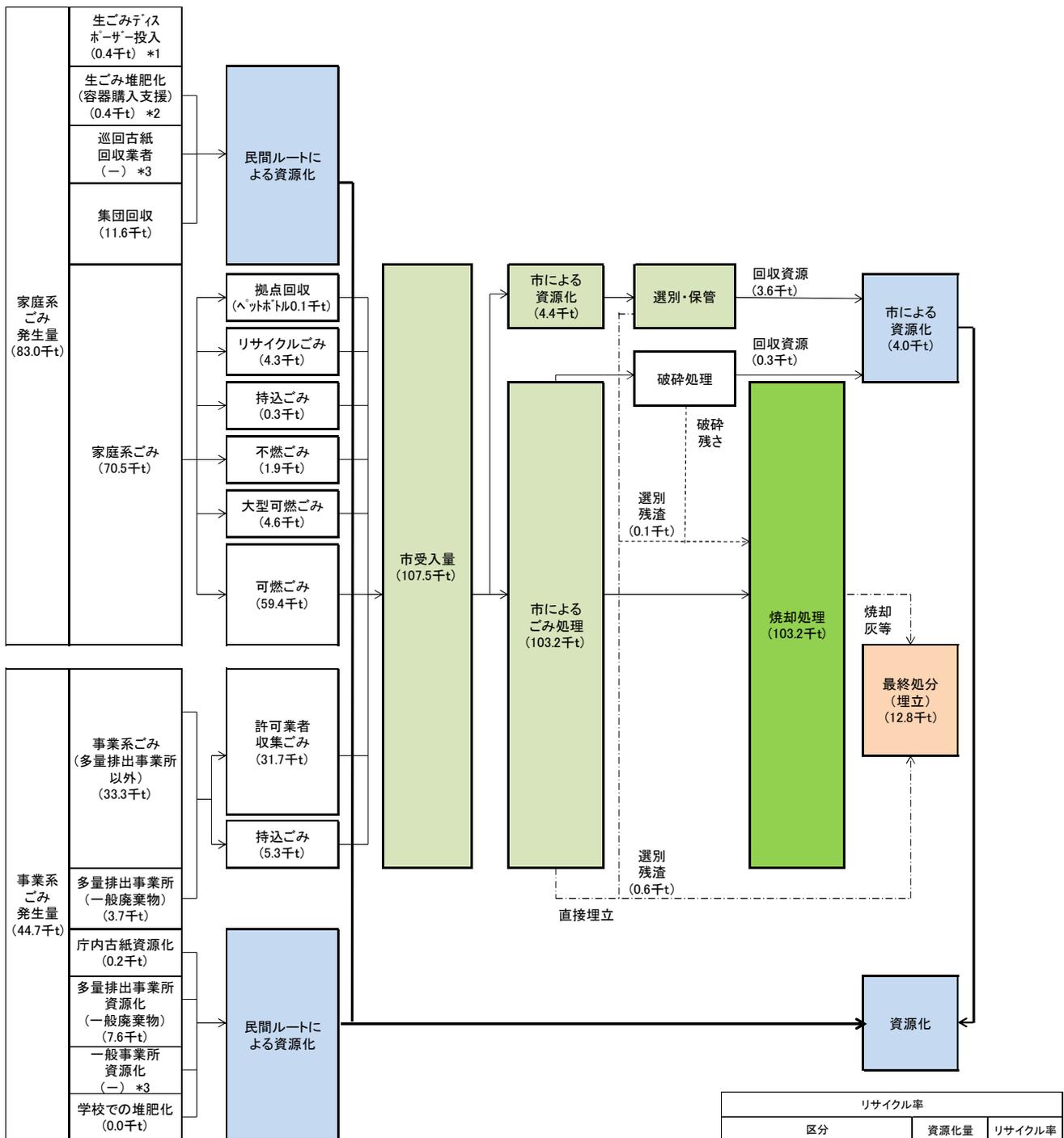
ごみは、透明・半透明の中身が見える袋に入れて、収集日の朝8時まで<sup>に</sup>分別を守って出してください。

可燃ごみ(週2回)	毎週 <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> 曜日	注意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○台所ごみ(生ごみ類)</li> <li>○小型のプラスチック・樹脂製容器や製品 ぬいぐるみや、くつ・カバンなどの皮革製品 (それぞれ大量の場合は大型可燃ごみに出してください)</li> <li>○リサイクル出来ない紙類・紙おむつ・ペット用の紙砂</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇台所ごみは、水切りをしてください</li> <li>◇竹串は先をつぶすか折り曲げて紙でつつむ(先が鋭利で危険なため)</li> <li>◇食用油等は、布か紙に吸い取らせる</li> <li>◇紙おむつの汚物は取り除いてから出す</li> </ul>
不燃ごみ(月1回)	第 <input type="checkbox"/> 回目の <input type="checkbox"/> 曜日	注意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○スプリング入りマットレス・ソファ</li> <li>○リサイクル出来ないガラス類(板ガラス・耐熱ガラス・ガラスコップ・花瓶・皿等)</li> <li>○照明器具・電球類</li> <li>○せともの類</li> <li>○金属類(金属製台所用品はリサイクルごみへ)</li> <li>○電気製品(家電リサイクル対象機器・パソコンは除く)</li> <li>○包丁・かみそり・カッター・ハサミ等鋭利な金属類(出し方に注意)</li> <li>○乾電池</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇自転車は「ごみ」と表示する</li> <li>◇石油ストーブは「灯油・乾電池」を抜き取る(ごみ収集車の火災事故防止のため)</li> <li>◇包丁・かみそり等、けがをする恐れのあるものは紙等に包み「危険」と表示する</li> <li>◇ボタ型電池・充電式電池は販売店に返却</li> <li>◇注射針等の感染性廃棄物は出せません</li> </ul>
大型可燃ごみ(月1回)	第 <input type="checkbox"/> 回目の <input type="checkbox"/> 曜日	注意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○木・プラスチック・紙などが一体となった大型の可燃性製品や包装材</li> <li>○発泡スチロール・大量のシュレッダーごみ</li> <li>○木製家具類・学習机・コタツ天板・食器棚等</li> <li>○衣装ケース・ポリバケツ・ホース等のプラスチック・ゴム製品</li> <li>○布団・じゅうたん・毛布・カーテン・カーペット類</li> <li>○樹脂製ポストンバック・ゴルフバック</li> <li>○落ち葉・雑草・木の枝・木片・たたみ</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇布団・じゅうたん等はひもでしばる</li> <li>◇木の枝・木片は太さ 10 センチ・長さ 50 センチ以下に切る</li> <li>◇たたみは 1/5 以下に切る</li> <li>◇落ち葉・雑草類は可燃ごみに出さない</li> </ul>
リサイクルごみ(月2回)	第 <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> 回目の <input type="checkbox"/> 曜日	注意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○あき缶類(アルミ缶・スチール缶・缶詰類の缶・1辺が30センチ以下の缶等)</li> <li>○スプレー缶類(卓上用ジェット缶・スプレー缶等)</li> <li>○金属製台所用品(やかん・鍋類・フライパン・スプーン・フォーク・ボール等)</li> <li>○古着類(シャツ・ズボン・スカート・タンス類等)</li> <li>○古紙類(新聞紙・チラシ・雑誌・段ボール・事典類等)</li> <li>○牛乳パック(アルミ・ティップがされていない紙パック等)</li> <li>○雑がみ類(包装紙・紙箱・紙袋・封筒・トイレットペーパーの芯等)</li> <li>△びん類(飲料・調味料・アルコール類・ドリップ剤・化粧品等のビン)</li> </ul> <p>注：リサイクルごみは時差収集です(同じ車両で古紙・古着の収集後、缶類を収集するため)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇あき缶・ビン・牛乳パックなどは水ですすいで出す</li> <li>◇スプレー缶類は中身を使い切り、穴を開けて出す</li> <li>◇古紙・古着などはひもでしばって出す</li> <li>◇びん類は袋に入れずに直接、回収用コンテナに入れる</li> <li>◇ホーロー製のもの是不燃ごみに出す</li> <li>◇収集日が雨天の場合は、古紙・古着は次回に出すか、濡れないよう透明袋に入れる</li> </ul>
ペットボトルは回収協力店までご持参ください	集団回収にご協力を	
<p>○ペットボトルの出し方(  マークのもの)</p>  <p>回収協力店の情報は、市ホームページをご覧ください。直接清掃業務課にお問い合わせください</p>	<p>各自治会や子ども会、老人会等の団体で、自主的に集団回収を行っている地域については、集団回収にご協力をお願いします。回収業者が引き取らないもの(あきビン類等)は、市のリサイクルごみに出してください。</p> <p>市では、集団回収の支援に奨励金の交付を行っています。</p> 	
<p>★車両火災が起きています(スプレー・ジェット缶などのエア缶、引火性の高い液体等が原因の車両火災が起きています。必ず中身を使い切り、穴を開けてから出してください)</p> <p>★会社・商店など事業活動に伴うごみは、家庭ごみには出せません【法律で罰せられます】</p> <p>★家電リサイクル対象機器・パソコンなどは市では処理できません(裏面参照)</p>		

家庭ごみの分け方・出し方は高槻市ホームページまたはスマートフォンアプリでも確認できます。ホームページ [高槻市ごみ検索](#)  
スマートフォンアプリ AppStore か GooglePlay から「高槻市ごみアプリ」と検索し、アプリケーションをダウンロードしてください。

再生紙を使用しています

図 1 - 1 2 ごみの収集区分及び処理の流れ（平成26年度）



(※四捨五入の関係で個々の数値の計と合計の項目の数値と一致しない場合があります。)

- \*1 ディスポーザー投入量  
 $59,365 \text{ (平成26年度可燃ごみ量)} \times 39\% \text{ (厨芥類割合)} \times 75\% \text{ (ディスポーザー投入率: 想定)}$   
 $\times 3,614 \text{ 戸} / 157,367 \text{ 戸 (設置世帯数割合平成26年度)} = 400 \text{ t}$
- \*2  $59,365 \text{ (平成26年度可燃ごみ量)} \times 39\% \text{ (厨芥類割合)} \times 75\% \text{ (堆肥化・ぼかし投入率: 想定)}$   
 $\times 3,587 \text{ 戸} / 157,367 \text{ 戸 (設置世帯数割合平成26年度)} = 400 \text{ t}$   
 設置戸数は容器の耐用年数を考慮して設定。～平成6年度: 使用戸数0戸、平成7年度～平成16年度: 使用戸数50%、平成17年度～平成26年度: 使用戸数100%
- \*3 資源化量はその量が把握(推計含む)できる項目のみの量であり、実際の資源化量は上記の表中の値よりさらに大きい。

リサイクル率		
区分	資源化量	リサイクル率
家庭系ごみ		
市による資源化(収集ベース)	4.4千t	
集団回収	11.6千t	
生ごみ堆肥化	0.4千t	
小計	16.4千t	19.8%
事業系ごみ		
庁内古紙資源化	0.2千t	
多量排出事業所資源化(一般廃棄物)	7.6千t	
学校での堆肥化	0.0千t	
小計	7.8千t	17.4%
破碎後回収鉄	0.3千t	—
合計	24.5千t	19.2%

注) 家庭系ごみのリサイクル率 =  $\frac{\text{資源化量(収集ベース)} + \text{集団回収量} + \text{家庭での生ごみ堆肥化量}}{\text{家庭系ごみ発生量} 83.0 \text{ 千t}} \times 100$ 。  
 事業系ごみのリサイクル率 =  $\frac{\text{庁内古紙資源化量} + \text{多量排出事業所資源化量} + \text{学校での堆肥化量}}{\text{事業系ごみ発生量} 44.7 \text{ 千t}} \times 100$ 。  
 高槻市一般廃棄物処理基本計画(平成20年3月改定)の定義による。  
 なお、合計には破碎後回収鉄量を加算している。また、リサイクル率は総ごみ発生量(127.7千t)で割って算出。

## (2) ごみ減量・リサイクル等の取り組み

現在、市で実施しているごみ減量・リサイクル等の事業を表1-6に整理しました。

本市では、昭和61年度に「高槻市空き瓶等回収益基金条例」を設置し、この基金を生ごみ堆肥化容器の普及等、種々のごみ減量の取り組みに活用してきました。

生ごみ堆肥化については、大阪府内でも比較的早くから取り組み、昭和63年度には生ごみ堆肥化容器モニター制度を開始し、平成6年度にはぼかし肥による生ごみ堆肥化事業に取り組んでいます。

ごみ減量・リサイクルの重点的な取り組みとしては、リサイクルごみの分別収集、ペットボトルの拠点回収と集団回収の奨励金制度があります。平成8年11月から全市域でリサイクルごみの収集を開始し、平成18年度には対象品目に台所用品を加えました。また、ペットボトルについても、平成11年6月に拠点回収の仕組みをつくり、平成18年度には回収拠点を酒販店を加え、拠点の拡大に努めています。その結果、平成9年度以降は、年度により増減はありますが、毎年5千トンを超える空きびん、古紙等の資源化を行ってきましたが、最近はやや減少しています。

集団回収の奨励金制度については、平成13年度から、地域でのリサイクルの取り組みを促進し、ごみ減量の輪を広げるために導入し、平成16年度には活動団体数の拡大を図るため、奨励金交付のための最低回収量を引き下げる等の奨励金の見直しを行いました。さらに、平成24年度に再度奨励金の見直しを行いました。

また、市民の分別排出を徹底するため、平成18年度からは「透明・半透明ごみ袋」による収集を導入しています。さらに、平成23年度からは家庭系ごみ取り残し啓発ステッカーの排出ルール違反ごみ袋への貼附をデータベース化し、平成25年度からは「ごみの分け方・出し方の解説」、「ごみの収集日がわかるカレンダー機能」等の情報をスマートフォンで市民に提供しています。

また、多量排出事業所に対する減量計画書の提出義務等の制度化を行い、減量指導の強化に取り組み、対象事業所を拡大する等制度の充実を図っています。

これに加えて、事業系ごみにおいても分別排出の浸透によるごみ排出量の削減、産業廃棄物の混入防止等のため、平成21年度以降、一般持込事前届出制の導入、展開検査の強化、事業系ごみ排出の透明ごみ袋化等に取り組んでいます。

表 1 - 6 高槻市のごみ減量・リサイクル等の取り組み

事業	内容	実績等	開始時期	
啓 発	教育用参考資料の配布	小学校4年生を対象とし、学校や家庭でもごみの減量化やリサイクルの推進、地球にやさしい生活スタイルへの転換を学習・啓発できる冊子として、教育用参考資料を作成している。	市内の小学校4年生全員に毎年配布	平成5年度
	ごみ処理施設見学	電話で見学希望すればごみ処理施設の見学が可能である。	平成26年度 ：一般見学者数 152人 小学4年生数 3,325人 幼稚園児数 126人	平成17年度
	職員出前講座の実施	市内に在住・在勤・在学している人で10人以上参加できるグループを対象に年末、年始を除く午前9:00～午後9:00(ただし水曜日の午後5時以降を除く)の時間帯で30分～90分程度で、健康・福祉、経済、環境分野等の出前講座を実施している。	平成26年度 ：出前講座総件数3件 うち、環境分野3件	平成17年度
	廃棄物減量等推進員制度	行政と地域住民との連携を深めることを目的とし、従来の衛生委員制度を発展改組した制度である。自治会からの推薦を受け、市長が委嘱する廃棄物減量等推進員に対して、全体研修会等を実施している。	平成26年度：自治会402名	平成6年度
	高槻市環境保全活動功労者等の表彰	平成4年から、ごみ減量・リサイクル等に積極的に活動されている市民・団体・事業所を対象に感謝状と記念品を贈呈している。なお、平成15年度から、表彰対象を地域の環境保全、環境美化に広め要綱改正を行った。	平成26年度：1団体 3事業所 累積：18個人 89団体 44事業所	平成4年度
	家庭系ごみ取り残し啓発ステッカーの貼付	分別排出ルール違反ごみのごみ袋へ取り残し啓発ステッカーを貼付しごみ集積所に取り残し、排出者へ分別排出の注意を喚起する。	平成26年度：46,880枚貼付	平成22年度
	高槻市ごみアプリの提供	「ごみの分け方・出し方の解説」、「収集日にごみを出し忘れることがないように知らせてくれるアラーム機能」、「ごみの収集日がわかるカレンダー機能」等の情報をスマートフォンで市民に提供	—	平成25年度
	多量排出事業者への減量化指導	事業用建物の延べ床面積が3,000㎡以上または日量250kg以上(平成17年度に300kg以上から250kg以上へ変更)の事業系一般廃棄物を排出する事業所に対して、市条例で廃棄物減量等計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を求め、事業系一般廃棄物の減量化とリサイクルの推進を指導している。廃棄物管理責任者に対しては、減量化研修会を高槻クリーンセンターと共催で実施した。	平成26年度：59社	平成6年度
市民・地域の ごみ減量活動への 支援	生ごみ減量化事業	生ごみの減量化を進めるために、コンポスト容器(屋外用)とぼかし肥(屋内用)の普及事業を行っている。 ぼかし肥モニターのOBを中心とした自主的なサークルが結成されており、生ごみ堆肥を活用して花や野菜作りに取り組んでいる。 コンポスト容器利用者に対しては、効果的な活用法等の使い方講習会を開催している。	[コンポスト容器] 平成26年度：50世帯 累積：9,376世帯 [ぼかし肥] 平成26年度：50世帯 累積：3,506世帯 [講習会] 平成26年度：34名参加	昭和63年度 (屋外用) 平成6年度 (屋内用)
	集団回収奨励金制度	集団回収に取り組む市民団体に、奨励金を交付している。 交付対象は、定期的に集団回収を行っている非営利団体である。 対象品目は、新聞紙、雑誌、ダンボール、紙バック、古布類、空き缶類である。 回収奨励金額は回収量に応じ、1月から12月分の回収量に対して交付する。 平成24年度に集団回収奨励金について要綱を改正した。 年間回収量1トン未満・・・回収量×5円/kg(上限5,000円) 1トン以上・・・回収量×0.5円/kg(上限160,000円)	平成26年度 実施団体数：576団体 奨励金合計：1150万円 回収量：11,627トン	平成13年度
	木質バイオマスエネルギー利用	(財)高槻市緑化森林公社が、資源循環の観点から公園樹木や街路樹の剪定枝をチップや養土・木質ペレット化を行っていることに対し、市として事業支援を行っている。	平成26年度 剪定枝2,936m3から チップ約1,174.4m3・ リサイクル養土80m3・ 木質ペレット4.5t	平成7年度
リサイクルの 実践	透明・半透明ごみ袋導入	○中身が見えるということが分別意識の向上やものを捨てることへの抑制によるごみ量の減少 ○分別が進むことによる焼却炉負担の軽減と燃焼効率の向上 ○可燃性の高い液体や使い残しのあるガスボンベ等の混入が原因の車両火災事故防止 ○刃物・割れたガラス等の鋭利なものによる収集作業員のケガの防止 等の観点から家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物の収集に透明・半透明のごみ袋を導入した。	—	平成18年度 導入 (家庭・事業系とも) 平成22年度 事業系義務化 平成23年度 事業系規制スタート
	リサイクルごみの分別収集	市内全域で、月2回、リサイクルごみの収集を行っている。 回収対象物は、①古紙類(新聞紙、雑誌、ダンボール、紙バック、チラシ、包装紙類)、②古布・古着類、③空き缶類、④台所用品(ナベ・ヤカン類)⑤あきびんである。 回収後は、民間委託で再資源化している。	平成26年度：4,261トン (収集量)	平成8年度
	ペットボトルの店頭回収	スーパーマーケットやデパート等の店頭で、ペットボトルの回収を行っている。平成18年度には、ペットボトルの回収拠点をスーパー等の店舗以外に、酒の小売店も拠点とし、拡大をはかった。 回収したペットボトルは高槻クリーンセンターで選別・圧縮した後、民間事業者の中間処理を経て、再商品化されている。	平成26年度 回収量：95トン 回収拠点：20カ所	平成11年度
庁内の 取り組み	庁内での古紙回収・再資源化	平成元年度から庁内で排出する事務用紙等の古紙の分別回収を実施している。また、平成3年度からは機密文書等の溶解処理を実施していたが、平成24年度からは破砕処理に変更している。	平成26年度：159トン	平成元年度
	庁内のごみ減量化のための組織	平成12年12月に「たかつきエコオフィスプラン」を策定し、廃棄物量の抑制、紙使用量削減等に関する目標を設定し、削減に努めている。	—	平成12年度
	学校給食残滓等処理事業	学校給食から発生する給食残滓等を生ごみ堆肥化装置で堆肥化することで、ごみの減量化を図る。できた堆肥を学校学習田や農地等へ活用することで、良好な資源の循環を図っている。	平成26年度：11小学校 堆肥化量6t	平成12年度

### (3) ごみ処理施設等の現状

平成7年秋に、高槻クリーンセンター第二工場が完成し、焼却処理能力の不足が解消されました。現在は、第一工場（450t/日）、第二工場（360t/日）を合わせた、焼却炉5基の公称能力は810t/日です（表1-7参照）。

第一工場は、平成7年度から3カ年で基幹的施設整備工事を実施し、延命化を図りました。また、平成9年度から3か年で、ダイオキシン類削減工事を実施しています。しかし、第一工場は昭和55年度に稼働しており、老朽化が進んでいることから、平成27年3月から施設規模150t/日の更新事業に着手しています。

第二工場は、ごみの焼却の熱を利用した発電を行っており、高槻クリーンセンター内の所内電力をまかなうとともに、余剰分を電力会社に売却しています。売却益の一部は、環境基金を通じて、新エネルギーの普及・啓発活動に活用されており、総合的な地球温暖化防止対策にも寄与しています。また、隣接する前島熱利用センター（クリンピア前島）の温水プール等への熱供給も行う等、サーマルリサイクルの施設として有効に機能しています。第二工場は平成25年度から2か年の基幹的施設整備工事を実施しております。

破碎設備は、第一工場に併設しており、75t/5時間の処理能力があります。

焼却灰等の最終処分については、昭和61年度より高槻クリーンセンター内で実施していましたが、平成4年度より大阪湾広域臨海環境整備センターへ大半を搬入してきたことから、7割程度の埋立にとどまっています。引き続き大阪湾広域臨海環境整備センターへの搬入を優先させることで高槻クリーンセンター内の最終処分場の埋立期限の延長に努めます。

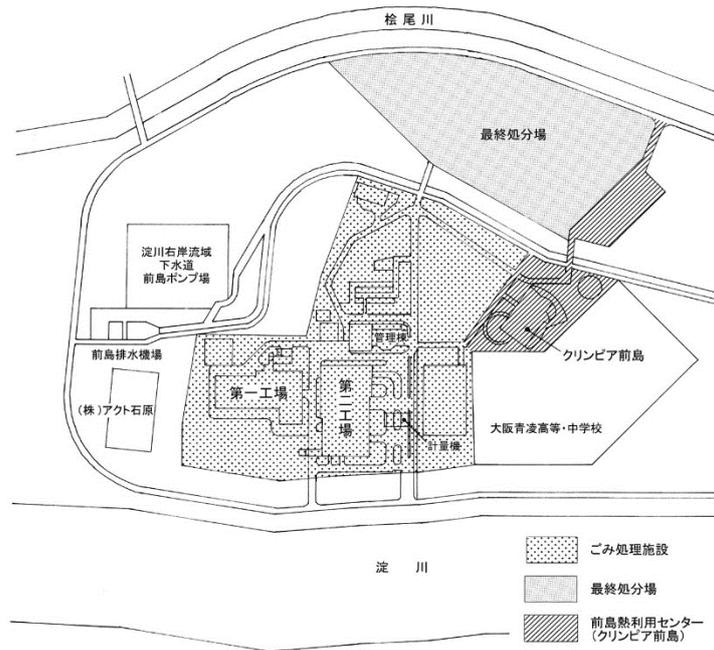
表1-7 処理施設の概要

	第一工場	第二工場
公称焼却能力	150t/日×3基	180t/日×2基
炉形式	全連続焼却式、ストーカー炉	全連続焼却式、ストーカー炉
大気汚染防止装置	電気集塵装置、洗浄集塵装置	電気集塵装置、洗浄集塵装置
ダイオキシン類対策	活性炭吸着法	触媒法
余熱利用	給湯、暖房	給湯、冷暖房、発電(4,950kW) 温水プール(クリンピア前島)
稼働年月	昭和55年6月	平成7年9月

	破碎施設（第一工場併設）
公称処理能力	75t/5時間×1基
型式	横型回転式ハンマークラッシャー
選別設備	可燃物、鉄分
除塵設備	サイクロン、バグフィルター、排風機
稼働年月	昭和55年6月

	最終処分場
埋立容量	230千m <sup>3</sup>
残容量	69千m <sup>3</sup> （平成26年度）
供用開始	昭和62年6月
終了予定	平成28年5月

図 1 - 1 3 処理施設等の配置図（前島地区）



(4) ごみ処理に係る経費

ごみ処理には、多額の経費がかかっています。平成25年度は、収集費用が約13億4千万円、処分費用が約17億8千万円でした。1トンのごみを処理する場合に必要な費用は約34千円で、市民1人当たりになると、年間で約8千円となります。

平成22年度から平成25年度では、表1-8のとおり、ごみ処理経費及び市民1人当たりの経費は減少しています。

表 1 - 8 ごみ処理経費

			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ごみ処理 経費	収集部門	千円	1,424,908	1,364,907	1,354,618	1,303,878
	処分部門	千円	1,677,697	1,614,410	1,800,080	1,677,076
	合計	千円	3,102,605	2,979,317	3,154,698	2,980,954
トンあたり 経費	収集部門	円	19,379	18,587	18,859	18,300
	処分部門	円	14,855	14,367	16,307	15,401
	合計	円	34,234	32,954	35,166	33,701
一世帯あたり経費		円	20,139	19,239	20,255	19,049
一人あたり経費		円	8,662	8,342	8,853	8,379
年間の収集量		t	73,527	73,433	72,640	71,252
年間の処理量		t	112,942	112,368	110,386	108,896
年度末世帯数		世帯	154,061	154,855	155,749	156,491
年度末人口		人	358,183	357,137	356,329	355,752

注) 固定資産減価償却費、焼却炉建設費用は含まれていません。

(5) これまでの取り組みとその効果

平成20年3月に策定した高槻市一般廃棄物処理基本計画(改定)の計画がスタートした平成20年度以降の本市のごみ減量、適正処理の推進に関する新たな取り組みを表1-9に整理しています。

また、高槻市一般廃棄物処理基本計画(改定)の平成26年度目標値の達成状況を表1-10に整理しています。発生抑制後のごみ排出量、焼却処理量については、目標を達成しています。しかし、リサイクル率については目標を達成できていません。

表1-9 平成20年度以降の高槻市のごみ減量、適正処理の推進に関する新たな取り組み

<p>1. 市民との協働によるリサイクルシステムの確立</p> <p>(1) 分別排出ルールの周知徹底</p> <p>【平成23年度】 家庭系ごみの取り残しデータのデータベース化運用開始</p> <p>【平成25年度】 高槻市ごみアプリの提供</p> <p>○「ごみの分け方・出し方の解説」、「収集日にごみを出し忘れることがないように知らせてくれるアラーム機能」、「ごみの収集日がわかるカレンダー機能」等の情報をスマートフォンで市民に提供</p> <p>【平成26年度】 廃棄物統合システムでの排出ルール違反ごみの取り残しデータ化</p>
<p>2. 排出者責任の確立による事業系ごみの減量化の推進</p> <p>(2) 排出ルールの明確化と徹底</p> <p>【平成21年度】 許可業者の処分要綱制定・施行</p> <p>【平成22年度】 事業系一般廃棄物の透明ごみ袋排出の義務化</p> <p>【平成23年度】 事業系一般廃棄物の透明ごみ袋化規制スタート</p> <p>【平成24年度】 許可業者収集担当者研修会の定期的開催</p> <p>(3) 搬入受け入れ体制の充実</p> <p>【平成21年度】 一般持込事前届出制度導入</p> <p>(4) 公共施設における率先行動</p> <p>【平成22年度】 市役所ごみの処理マニュアル制定</p>
<p>3. 循環型処理システムの計画的な整備</p> <p>(5) 中間処理施設の適正な運転管理の推進</p> <p>【平成23年度】 クリーンセンターでの2回計量の実施</p> <p>(6) 中間処理施設の計画的な整備</p> <p>【平成25年度】 第二工場基幹の施設整備工事 (工期：平成25年度～平成26年度)</p> <p>【平成26年度】 高槻市ごみ処理施設建設工事 (工期：平成26年度～平成30年度)</p>

表 1-10 目標値（平成 26 年度）の達成状況

	平成 26 年度		達成状況
	目標	実績値	
発生抑制後の排出量 (*2)	175 千 t	128 千 t	○
リサイクル率 (*3)	21.3%	19.2%	×
焼却処理量	139 千 t	103 千 t	○

(備考)

\*1 上表中の実績値の数値は図 1-1 2 を参照。下記式中の数値は平成 26 年度実績値であり、同じく図 1-1 2 を参照のこと。

\*2 発生抑制後の排出量 = ごみ収集量 (家庭系ごみ 70.5 千 t + 事業系ごみ (33.3 千 t) + 多量排出事業所ごみ排出量 (3.7 千 t) + 生ごみディスポーザー投入量 (0.4 千 t) + 家庭での生ごみ堆肥化量 (0.4 千 t) + 集団回収量 (11.6 千 t) + 家庭での生ごみ堆肥化量 (0.4 千 t) + 庁内古紙資源化量 (0.2 千 t) + 多量排出事業所資源化量 (7.6 千 t) + 学校での堆肥化量 (0.0 千 t)

\*3 リサイクル率 = {市による資源化量 (収集ベース 4.4 千 t) + 集団回収量 (11.6 千 t) + 家庭での生ごみ堆肥化量 (0.4 千 t) + 庁内古紙資源化量 (0.2 千 t) + 多量排出事業所資源化量 (7.6 千 t) + 学校での堆肥化量 (0.0 千 t) + 破碎後回収鉄 (0.3 千 t)} ÷ {家庭系ごみ発生量 (83.0 千 t) + 事業系ごみ発生量 (44.7 千 t)} × 100 であり、高槻市一般廃棄物処理基本計画 (平成 20 年 3 月改定) の定義によるリサイクル率です。

※多量排出事業所に係る数値は平成 25 年度実績値

#### 第 4 節 一般廃棄物処理基本計画策定に係る基本的課題

本市では、図 1-5 に示しているようにごみ排出量は平成 20 年度以降大きく減少していますが、その理由は、景気の低迷による市内事業活動や市民消費生活の低迷と、それまで多量に高槻クリーンセンターに搬入されていた事業系ごみの搬入規制を中心とした施策の実施が効果を発揮したためであり、表 1-2 に示すように、ごみ排出量、焼却処理量、リサイクル率及び資源化量は、府内でもそれほど高水準に位置しているわけではありません。このような現状を踏まえ一般廃棄物処理基本計画においては、三者協働体制による 2R を最優先に取り組むことを基本原則として、合わせてリサイクルの推進を図り、地球環境に与える負荷の低減に貢献できる循環型社会の構築をめざしていく必要があります。以下には、一般廃棄物処理基本計画策定に係る基本的課題を整理しました。

##### ①リサイクル率を向上

一般廃棄物処理基本計画の策定に当たっては、市や事業者はリサイクルの手段を市民に提供し、家庭や地域では排出ルールを守るとともに、集団回収に参加する等資源の回収に協力し、一方、事業者も事業活動から排出されるごみのリサイクルに努め、リサイクル率の向上を図ることが重要な課題として挙げられます。

### (主な基本的課題)

#### ◆家庭系ごみ

市民の年代に応じた情報提供、廃棄物減量等推進員との連携強化、集団回収の育成、分別収集品目の拡大（ペットボトル、容器包装プラスチック等の分別収集の検討等）、市民の資源としての雑がみの認知度の向上、小型家電の回収、市認定指定ごみ袋の導入（市民を適正な分別排出へ誘導）

#### ◆事業系ごみ

高槻クリーンセンターにおける事前申込制や展開検査の充実、食品リサイクル法に基づく厨芥類の資源化の促進、小規模事業所への古紙等資源の分別排出の浸透と回収の仕組みづくり

### ② 2 R 活動の活発化

リサイクル（再生利用）に加えて、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の2 R 活動も市内で活発に展開される必要があります。

### (主な基本的課題)

#### ◆家庭系ごみ

環境学習・環境教育の充実、ごみ減量に取り組む市民グループの育成、食べ残しや手つかず食品等の食品ロス排出量の削減

#### ◆事業系ごみ

排出者責任の浸透による産業廃棄物の搬入抑制、食べ残し・売れ残り食品等食品ロス排出量の削減

### ③ 3 R 活動の活発化のための支援の充実とコーディネータ機能を発揮

市は市民や事業者により、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3 R 活動が市内で活発に展開されるよう、情報提供、環境教育・学習の充実、種々の3 R の取り組みへ支援に努め、さらに、市民、自治会、市民グループ、関係事業者が協働して取り組めるようにコーディネータ機能を発揮することが望まれます。

### ④ 三者の協働体制の確立

深刻化する地球環境の悪化を防止、すなわち、地球温暖化防止のためには、焼却処理はもとよりエネルギーを多量に消費するリサイクルより、できる限りごみを発生させない2 R（発生抑制、再使用）を最優先に取り組んでいくことが重要です。この2 R に取り組むためには、レジ袋の削減を例にあげても分かるように、買い物袋を持参する市民、レジ袋の有料化や買い物袋の持参を呼びかける事業者（販売店）、買い物袋持参の環境への貢献度を知らせる市のように、三者の協働体制の確立が必要不可欠です。

#### ⑤循環型処理システムの計画的な整備

高槻クリーンセンター第一工場については、現在更新事業に着手しています。一方で第二工場が稼働後30年を一般廃棄物処理基本計画の計画期間内にむかえることもあり、焼却処理量の削減動向を見据え、第二工場の次期基幹的整備の方針を検討する必要があります。また、リサイクル推進のためには細分別収集の実施が必要ですが、収集・処理費用の負担も増加するため効果的・効率的な細分別収集方式の検討も重要です。

## 第2章 基本構想

### 第1節 計画策定の視点

#### (1) 発生抑制の優先

循環型社会形成推進基本法では、廃棄物の取り扱いについての優先順位を右記のように定めています。まず、ごみをつくらないこと、次に、梱包資材や部品等を再び使うこと、資源として再生することが重要です。

本計画でも、同法の趣旨を踏まえ、この優先順位によって、ごみに対する方針を決めるものとします。

図2-1に家庭系ごみの減量化方策の概念を示しました。

事業系ごみについても、これに準じたものになります。発生抑制の段階での取り組みを徹底すれば、その後の段階のごみ量も大きく減ることになります。

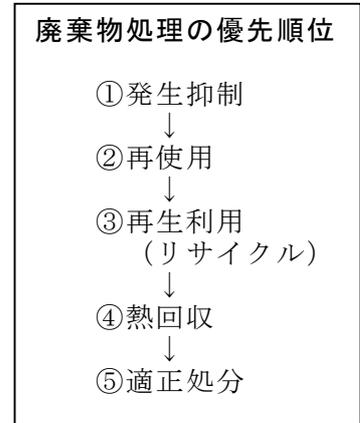
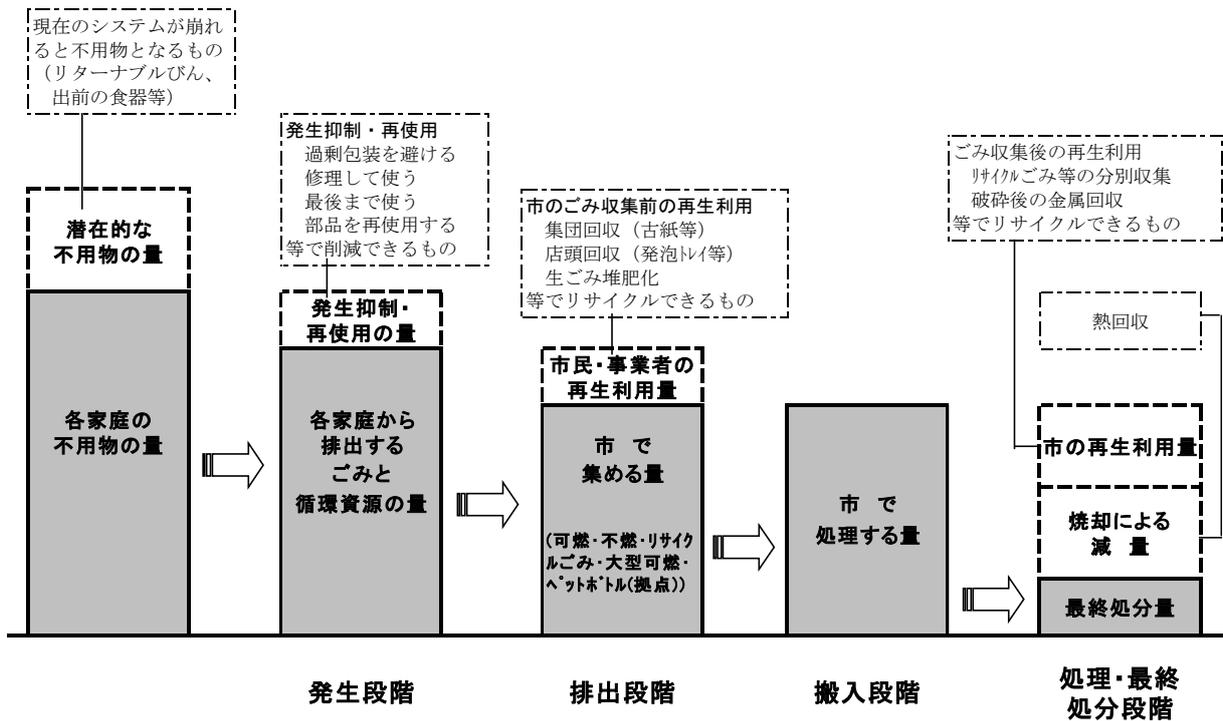


図2-1 家庭系ごみの流れの段階別に見た減量化方策とごみ量の概念図



#### (2) 排出者責任と拡大生産者責任の明確化

排出者責任及び拡大生産者責任が果たされる仕組みづくりが進むような計画内容とします。

##### ◆排出者責任

ごみを排出する当事者がごみ減量化に努めなければ、ごみを減らすことはできません。排出者責任とは、廃棄物を排出するものが、その適正な再使用・再生利

用、処理に関する責任を負うべきであるという考え方です。

排出者である市民・事業者は、ごみの発生抑制、再使用、再生利用や分別排出に積極的に取り組み、処理・処分についても公平な費用負担をする必要があります。

行政は、排出者責任についての啓発や誘導施策を進め、排出者がごみに対する責任を認識し、それを果たすように誘導する必要があります。

#### ◆拡大生産者責任

家庭系ごみの大部分は、消費者が使用して役目が終わった後の製品と、その容器包装です。

拡大生産者責任とは、製品が使用され、廃棄されたあとも、その製品のリサイクルや処分について、生産者が一定の責任を負うという考え方です。

市民がごみ減量化を進めるために、生産者が販売者とともに、ごみになりにくい製品やサービスを提供すること、ごみとなった製品を回収し、再使用やリサイクルを行い、拡大生産者責任を果たすことが求められます。

#### (3) 協働・連携の輪の拡大

市民一人ひとり、事業者一社ごとで別々に取り組むのではなく、より多くの人と一緒に取り組みを進め、さらに周りの人に呼びかけて、市民・事業者・行政が協働し、大きな成果を得るようにしなければなりません。

#### (4) 高槻市廃棄物減量等推進審議会からの答申を踏まえた計画策定

将来のごみ減量化やリサイクルのあり方について、学識経験者・市民・事業者で構成される高槻市廃棄物減量等推進審議会から平成27年8月5日に答申された「高槻市一般廃棄物処理基本計画の策定に係る高槻市ごみ減量化についての提言」を踏まえて本計画を策定しています。

#### (5) 発生抑制・リサイクルや適正な処理のための経済的誘導策の活用

啓発、分別収集等の充実だけでは、発生抑制やリサイクルが進まない場合に、経済的誘導策が有効です。また、努力してごみ減量化を進めた人や事業所と、ごみを多量に排出する人や事業所の間で、不公平が生じないような仕組みも必要です。そこで、市民・事業者にごみ減量化の重要性を周知し、生活や事業活動の中で自然にごみ減量化行動に取り組める状況を創出するため、経済的誘導策の活用も視野に入れた計画とします。

## 第2節 計画の基本理念

### (1) 基本理念

ごみを大量に処理することで生じている、地球温暖化等の環境負荷は、もはや、無視できないものとなっています。地球環境問題の解決、地域環境の改善のために、また、未来に生きる人々に緑豊かな地球と高槻市を引き渡すことができるように、今を生きる私たちができること、しなければならないことを、確実に果たさなければなりません。地球環境に与える負荷を低減し、環境保全に貢献できる循環型社会の構築をめざした取り組みの推進が、私たち自身に課せられています。

平成27年8月5日に答申された今回の提言では、ごみ減量化を推進するため私たちがしなければならないこととして、以下の6項目の実行を求めています。

#### 【高槻市一般廃棄物処理基本計画の策定に係る高槻市ごみ減量化についての提言より】

- ①家庭系・事業系ごみを問わず、ごみの排出者の責任・自己管理責任の明確化を基本とした減量化行動の実践をめざします。
- ②循環型社会とは、「廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」であるとの認識の元に、高槻市においても、循環型社会の構築に貢献することをめざします。
- ③廃棄物を適正に処理するためには、施設整備をはじめとして、運転管理・公害防止のため等に膨大な費用がかかっています。さらに、焼却処理による二酸化炭素等の温室効果ガスの発生や最終処分場の確保による自然環境の喪失等、処理・処分は環境に多大な影響を与えています。そこで、市民の財産ともいべき高槻クリーンセンターの延命化と適切な運転管理によりごみ処理に要する費用を削減するとともに、環境負荷を極力低減するため、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進による焼却処理量の削減を基本とするとともに、最終処分量もできる限り削減することをめざします。
- ④廃棄物減量化に係る市民、自治会、市民グループ等の市民団体、事業者、市の連携、協働に基づいたごみ減量の取り組みの拡大をめざします。
- ⑤高槻市環境基本計画の趣旨や国・府の循環型社会構築の方向性と整合性のあるごみ減量の取り組みの展開をめざします。
- ⑥ごみ減量を推進し循環型社会を形成するためには、多くの市民や事業者にごみ減量の取り組みに参加し、ごみ減量行動を実践してもらう必要があります。このためには、ごみが発生する原因と減量するための方法、リサイクルや適正処理の流れと問題点等市民や事業者が自発的にごみ減量行動を実践していく動機付けとなる情報提供、行動実践の呼びかけ、ごみ減量活動グループの育成、市民と事業者との連携強化等を充実していくことが重要です。そのため、収集体制や施設の充実とともに、情報提供・啓発活動等を拡充するための予算や体制の充実をめざします。

### 第3節 計画の基本方向

基本理念に沿って、次の5つの柱を定めます。これらの柱のそれぞれについて、基本施策を実施します。

#### I 発生抑制行動の浸透とパートナーシップによる取組体制の確立

ごみの発生抑制につながる生活や事業活動の行動を市民・事業者に浸透させるため、啓発・情報交流や環境学習の推進、市民・事業者・行政の三者で取り組む体制の確立を進めます。

#### II 市民との協働によるリサイクルシステムの確立

リサイクルの仕組みを充実し、市民が参加しやすい多様なリサイクルの方法を提供するとともに、事業者による使い終わった商品や容器包装のリサイクルの仕組みづくりを誘導します。集団回収等の取り組みを推進し、また、ごみ排出のルールを守るために、地域でごみ排出についての自治を確立します。リサイクルを進めるだけでなく、リサイクルの結果としてつくられる、再生品の使用の啓発を行い、循環を完結させます。

#### III 排出者責任の確立による事業系ごみ減量化の推進

事業所が排出するごみの管理を自ら行うことで、ごみ減量化が進むように、啓発や指導を進め、排出ルールの徹底を行い、リサイクルの仕組みづくりを支援します。搬入されるごみの監視を強化し、適正な排出が行われるように誘導します。

市役所も事業所として、ごみ減量化に率先して取り組みます。

#### IV 循環型処理システムの計画的な整備

リサイクルや適正処理等の促進、また、高齢化社会への対応等、時代の要請に応じて収集・運搬のシステムの拡充を図ります。

高槻クリーンセンターについては、超長期の目標として、低炭素社会の実現に寄与できる循環型処理システムの計画的な整備をめざします。

#### V 美しいまちづくりの推進

平成18年4月に「高槻市まちの美化を推進する条例」を施行しました。今後この条例をもとに、美しいまちづくりを推進するとともに、不法投棄を監視する仕組みづくりを進めます。

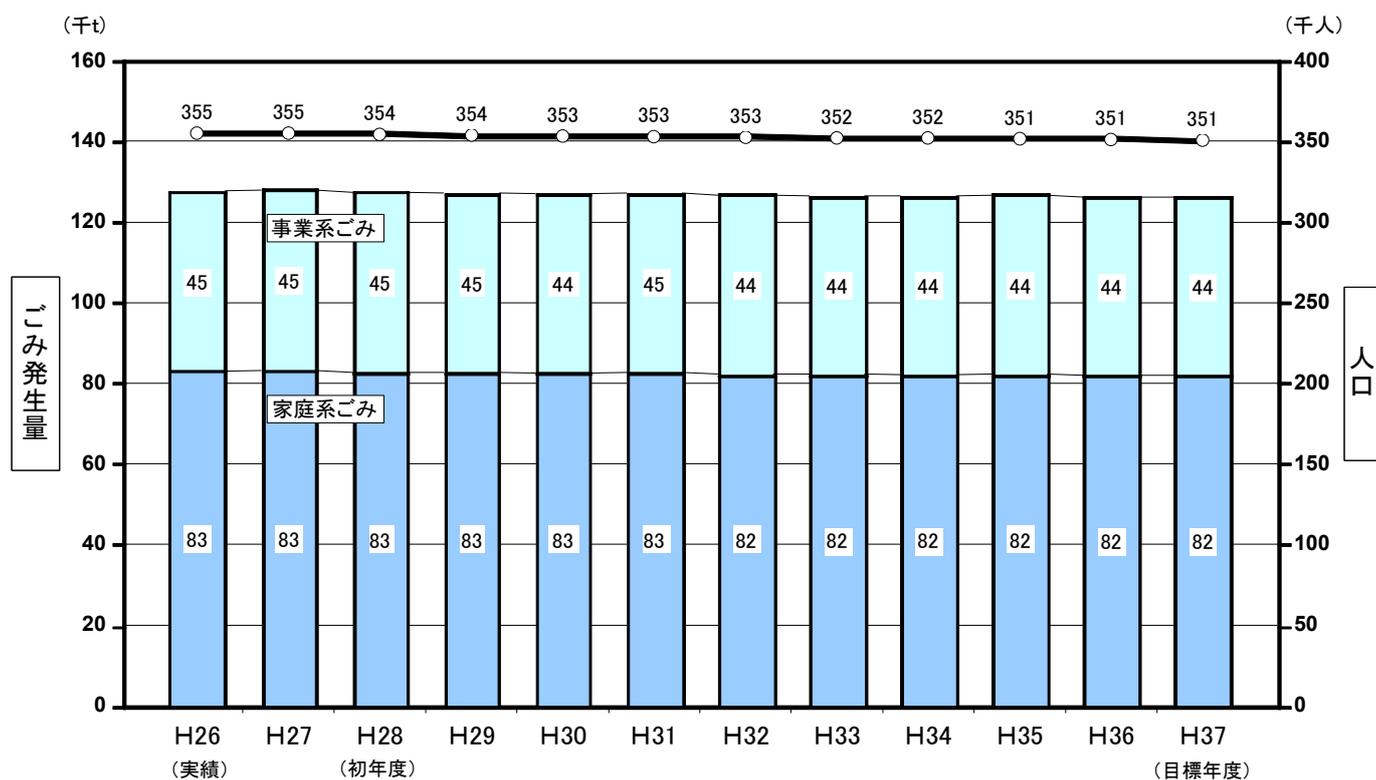
### 第3章 減量目標

#### 第1節 このまま推移した場合のごみ発生量の予測

ごみ発生量（潜在のごみ発生量）の将来予測を図3-1に示しています。人口1人1日当たりの発生量は、新たな減量施策が導入されないものと仮定し、平成26年度の値のままで推移するものとして人口の減少による将来のごみ量を予測しています。なお、事業系ごみについても、その6割強は小売業、飲食店、サービス業、病院等の市民生活と密接に関わって排出されるごみであり、人口1人1日当たりの発生量と将来人口から予測しています。

予測結果は、平成26年度の実績では人口355千人、ごみ発生量128千tから、最終目標年度の平成37年度には人口351千人、ごみ発生量126千tでほぼ横ばいで推移すると予測されます。

図3-1 ごみ発生量の将来予測



注) ごみ発生量とは、市の家庭系ごみ収集量や許可業者による事業系ごみ収集量だけでなく、家庭系ごみでは生ごみディスポーザー投入量、コンポスト容器等による生ごみ堆肥化量、集団回収量、事業系ごみでは民間事業所や公共施設で取り組んでいる古紙等の資源化量や堆肥化量等を含んだ量です(図1-12参照)。古紙の市場価格の低下等によりごみに転換する可能性もあるため潜在のごみ発生量とも呼ばれています。

## 第2節 減量目標値

### (1) 減量目標設定の考え方

循環型社会形成のためには、物の生産や暮らしにおいて環境へ負荷を与えていることを自覚し、市民・事業者・行政の三者協働により、3R（発生抑制、再使用、再生利用）を推進するとともに、できる限り焼却処理量を削減し、環境への負荷を低減した社会の構築が必要です。

本市のごみ排出量の推移を見ると、平成20年度以降ごみ排出量は大きく減少しているものの、それまでごみ排出量が多かったこともあり、また、3Rの推進と言うより搬入規制が中心であったため、ごみ排出量、焼却処理量、リサイクル率、資源化量は府内でもそれほど高水準に位置しているわけではありません（表1-2参照）。

このため、高槻市一般廃棄物処理基本計画の減量目標設定においては、市民・事業者・行政の三者協働による3R推進のための取り組みを強化し、焼却処理量の削減を基本目標とし、大阪府内の人口10万人以上の都市の中で焼却処理量の削減が進んだ上位6都市の平均原単位である人口1人1日当たりの焼却処理量680g（表2-1参照）の達成をめざします。

すなわち、平成25年度の本市の人口1人1日当たりの焼却処理量である800gの15%の焼却処理量の削減をめざします。

この焼却処理量の削減は今後の処理施設の安定的・効率的・経済的な運用に大きく貢献するものと位置づけております。

表2-1 焼却処理量の削減が進んだ大阪府内人口10万人以上都市（上位6都市）  
の人口1人1日当たりの焼却処理量（平成25年度）

都市名	人口1人1日当たりの焼却処理量
枚方市	661.4 g
守口市	668.3 g
河内長野市	672.2 g
寝屋川市	681.1 g
松原市	686.2 g
豊中市	717.6 g
6都市平均	681.1 g
高槻市	799.7 g

出典：平成25年度 環境省廃棄物実態調査

## (2) 減量目標値

今回策定する高槻市一般廃棄物処理基本計画の最終目標年度（平成37年度）における市受入量、リサイクル率、焼却処理量の目標値は、以下のとおりです（図3-2参照）。

### **目標Ⅰ.【市受入量】108千tから10%以上削減し、最終目標年度に95千t**

焼却処理量削減目標を達成するため、市民や事業者に2R（発生抑制・再使用）行動を浸透するとともに、家庭・地域、事業所における民間レベルの資源化の取り組みの活発化を促し、市の処理施設での受入量を基準年度（平成26年度）の108千tから10%以上削減し、最終目標年度（平成37年度）に95千tとします。

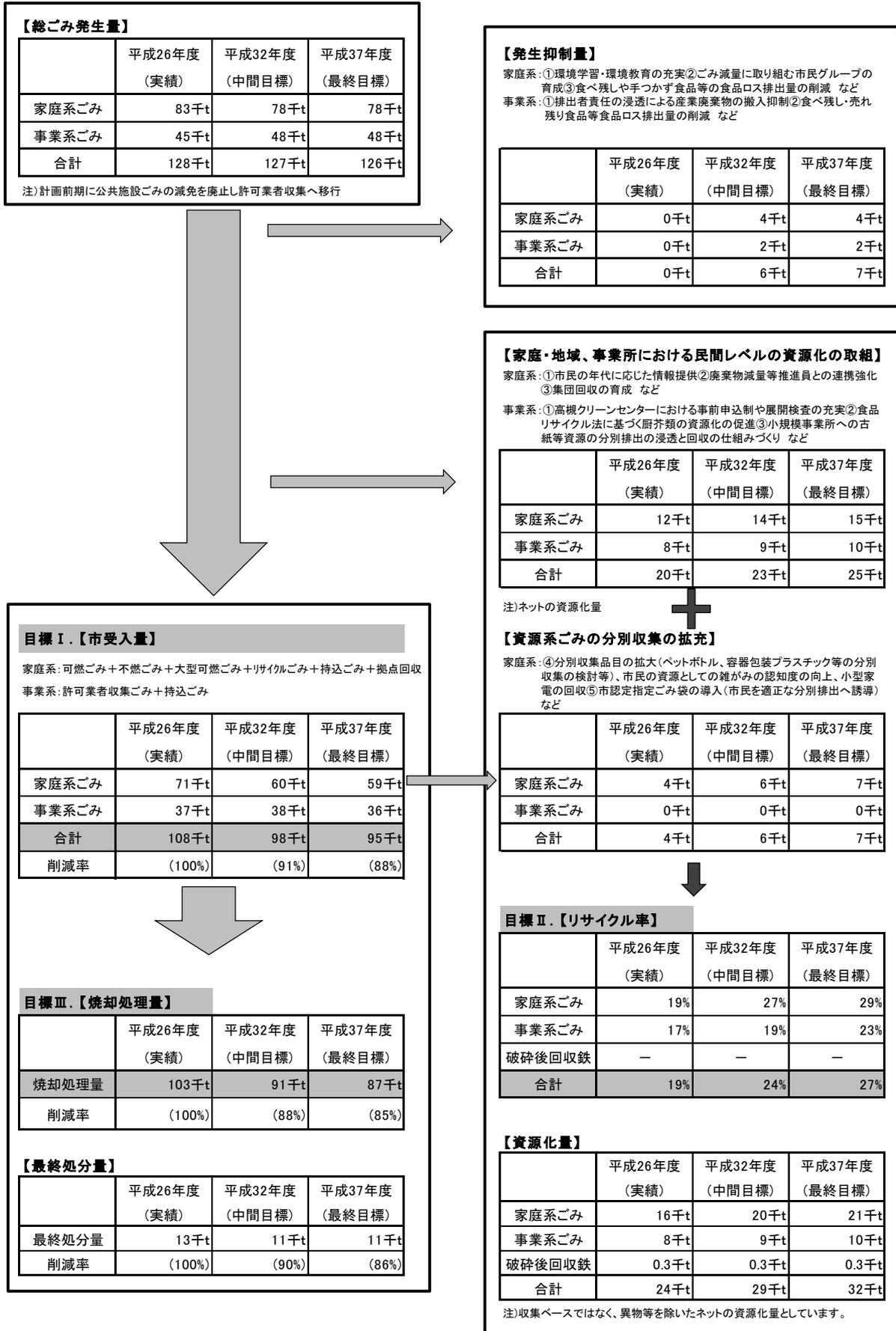
### **目標Ⅱ.【リサイクル率】19%から最終目標年度に27%へ高める**

焼却処理するごみを削減するため、家庭・地域、事業所における民間レベルの資源化の取り組みを活発化するとともに、市による資源系ごみの分別収集を拡充し、リサイクル率を基準年度（平成26年度）の19%から最終目標年度（平成37年度）に27%へ高めます。

### **目標Ⅲ.【焼却処理量】103千tから15%削減し、最終目標年度に87千t**

2R（発生抑制・再使用）行動を浸透し、資源化を推進することにより、焼却処理量を基準年度（平成26年度）の103千tから15%削減し、最終目標年度（平成37年度）に87千tとします。

図 3 - 2 減量目標値



注) 四捨五入の関係で各項目の和が合計と一致しない場合があります。



### 第3節 減量化に向けた工程

#### (1) 新たに家庭系ごみを9千t減量化するための工程

家庭系ごみの減量化量の最終目標年度における減量目標は約25千t（発生抑制量約4千t＋資源化量約21千t）です。平成26年度の減量化量の実績が約16千tですので新たに減量化する目標は約9千tです。

この実現に向けて、市民・事業者・行政の各々の責任の明確化と三者の連携・協働による以下のごみ減量化の取り組みを推進します。

#### ■ 2R（発生抑制・再使用）

以下の施策の導入・拡充により最終目標年度である平成37年度に、家庭系ごみ発生予測量に対して概ね6%の削減（新たに約4千t）をめざします。

- ①環境学習・環境教育の充実
- ②ごみ減量に取り組む市民グループの育成
- ③食べ残しや手つかず食品等の食品ロス排出量の削減

等

#### ■ リサイクル（再生利用）

以下の施策の導入・拡充により市民の分別協力率(分別参加率と分別排出率の積)を表2-2に示すように高め、最終目標年度に家庭系ごみ発生抑制後の排出量に対して概ね29%のリサイクル率の達成（新たに約5千tの資源化量の増加）をめざします。

- ①市民の年代に応じた情報提供
- ②廃棄物減量等推進員との連携強化
- ③集団回収の育成
- ④分別収集品目の拡大（ペットボトル、容器包装プラスチック等の分別収集の検討等）、市民の資源としての雑がみの認知度の向上、小型家電の回収
- ⑤市認定指定ごみ袋の導入（市民を適正な分別排出へ誘導）

等

表2-2 新たに家庭系ごみを9千t減量化するための市民の発生抑制率と分別協力率

		平成26年度	最終 目標年度	
2R行動の浸透(家庭系ごみ全体からの発生抑制率)		0%	6%	
分別等による リサイクル の実践	古紙類	新聞紙+折り込み広告	88%	90%
		書籍類・雑誌	84%	85%
		段ボール	79%	85%
		飲料水紙パック(アルミコーティング無し)	7%	15%
	雑がみ(紙製容器包装、葉書、パンフレット、ダイレクトメール等)	0.1%	80%	
	ペットボトル(飲料水・醤油等)	14%	80%	
	繊維類(衣服)	51%	60%	
	ガラス類(びん)	88%	90%	
	金属類(缶、小型金属製品)	76%	80%	
	厨芥類(食品残渣)	1.8%	2.5%	
市民1人1日あたりのごみ排出量 (可燃ごみ、不燃ごみ、大型可燃ごみの処理されるごみの収集量)		508g/人/日	404g/人/日	

## (2) 新たに事業系ごみを5千t減量化するための工程

事業系ごみの減量化量の最終目標年度における減量目標は約12千tです。(発生抑制量約2千t+資源化量約10千t)です。平成26年度の減量化量の実績が約8千tですので新たに減量化する目標は約5千t(\*1)です。

この実現に向けて、排出事業者の排出者責任の明確化やごみ減量化の取り組みへの支援等の以下の取り組みを推進します。

### ■2R(発生抑制・再使用)

以下の施策の導入・拡充により、最終目標年度に事業系ごみ発生予測量に対して概ね5%の削減(新たに約2千t)をめざします。

- ①排出者責任の浸透による産業廃棄物の搬入抑制
- ②食べ残し・売れ残り食品等食品ロス排出量の削減

等

### ■リサイクル

以下の施策の導入・拡充により、最終目標年度に事業系ごみ発生抑制後の排出量に対して概ね23%のリサイクル率の達成(新たに約3千t(\*2))をめざします。

- ①高槻クリーンセンターにおける事前申込制や展開検査の充実
- ②食品リサイクル法に基づく厨芥類の資源化の促進
- ③小規模事業所への古紙等資源の分別排出の浸透と回収の仕組みづくり

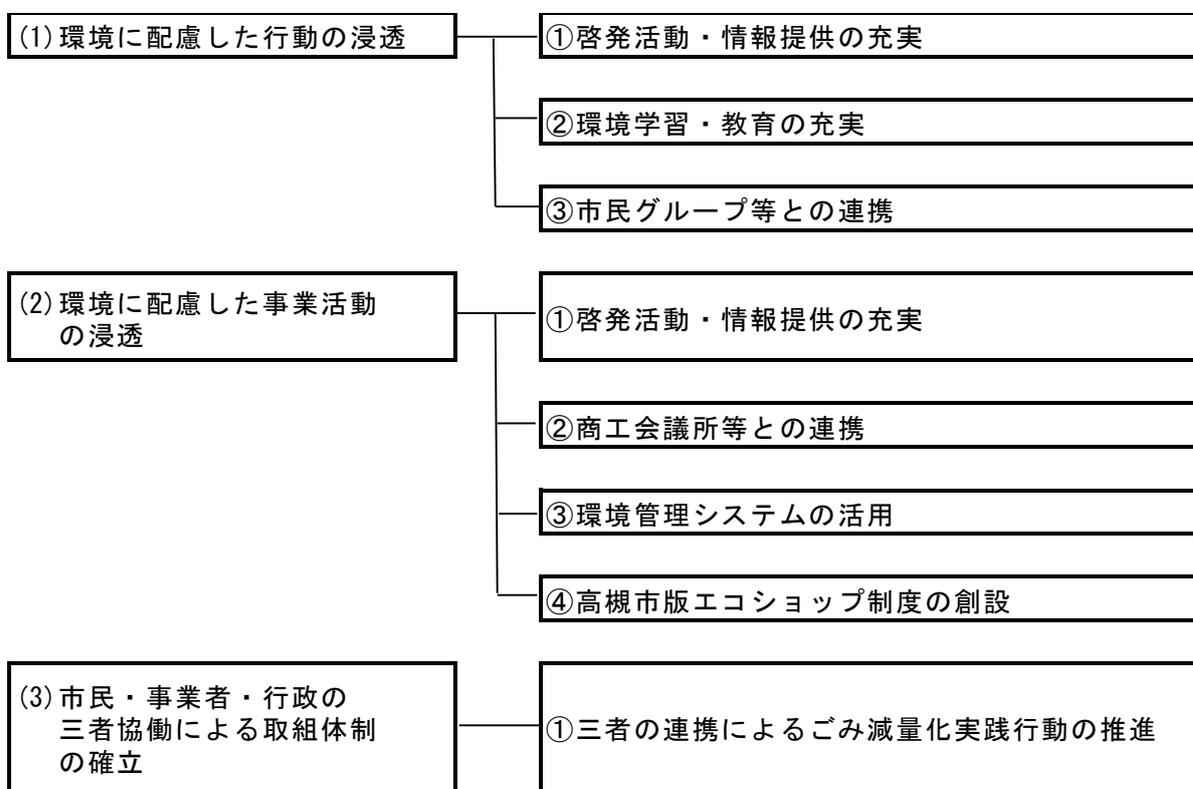
等

注)\*1:新たな減量化量は、平成37年度最終目標年度=発生抑制量(2,232t)+資源化量(10,408t)=12,640tと平成26年度実績=発生抑制量(0t)+資源化量(7,725t)=7,725tの差から4,915tととなり約5千tと表示していません。図3-2に示す数値からの計算と四捨五入の関係で、1千t一致していません。

\*2:リサイクルの新たな減量化量は、平成37年度最終目標年度=資源化量(10,408t)と平成26年度実績=資源化量(7,725t)の差から2,683tととなり約3千tと表示していません。図3-2に示す数値からの計算と四捨五入の関係で、1千t一致していません。

## 第4章 基本施策

### 第1節 2R（発生抑制・再使用）行動の浸透と三者協働による取組体制の確立



#### (1) 環境に配慮した行動の浸透

市民が、自発的に環境に配慮した生活スタイルを選択し、ごみ減量行動を実践するよう、環境やごみに関する啓発活動・情報提供を充実するとともに、環境学習・環境教育の推進を図ります。一人ひとりの環境への配慮を、より大きな行動につなげるために、地域におけるごみ減量化の取り組みを活性化します。

項目	取り組み内容
第1節 (1) ① 啓発活動・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ処理の現状や市民のごみ減量行動実践を支援する情報を積極的に提供。</li> <li>○食品ロス削減の方法を消費者団体等と連携して情報発信。</li> <li>○環境に配慮した事業活動をしている事業所の紹介。</li> <li>○多様な手段・媒体を利用した体系的な啓発活動・情報提供の実施。</li> <li>○年齢層に応じて手段・媒体を選定するとともに、多くの市民に分かりやすく情報を提供。また、市内に居住する外国人に対してもわかりやすく情報提供。</li> </ul>

項 目	取 り 組 み 内 容
	○自治会・市民グループ、廃棄物減量等推進員等と連携して、行政が2R推進の取り組み支援のためのコーディネート機能を発揮。
第1節(1)② 環境学習・環境教育の充実	○職員出前講座等において、市民が関心を持つ内容で、気軽に参加できる学習会及び小中学校、高等学校における総合的な学習等を定期的開催。
第1節(1)③ 市民グループ等との連携	○ごみ減量行動の促進のため、自治会・市民グループ、廃棄物減量等推進員等との連携を強化。

## (2) 環境に配慮した事業活動の浸透

事業活動から排出されたごみの処理・リサイクルは排出者の責任であることの認識を高め、事業所による自主的なごみ減量化の取り組みを浸透するよう、啓発活動の充実を図ります。また、自らが排出するごみだけではなく、拡大生産者責任の原則に基づき、市民が排出する家庭系ごみの減量・適正処理に貢献する事業活動の浸透をめざします。

項 目	取 り 組 み 内 容
第1節(2)① 啓発活動・情報提供の充実	○事業系ごみの減量の手引きの充実等により、事業者の業種・業態に応じたきめ細かな2R(発生抑制、再使用)の取り組みに関する情報を分かりやすく提供。
第1節(2)② 商工会議所等との連携	○2R(発生抑制、再使用)促進のため、商工会議所、関連事業者等との連携を強化。
第1節(2)③ 環境管理システムの活用	○市内事業所の環境管理システムを活用して3Rを促進する。
第1節(2)④ 高槻市版エコショップ制度の創設	○環境に配慮した事業活動を実践する小売・飲食店、サービス業等の事業者を市民に紹介し、取り組みを支援する高槻市版エコショップ制度を創設。

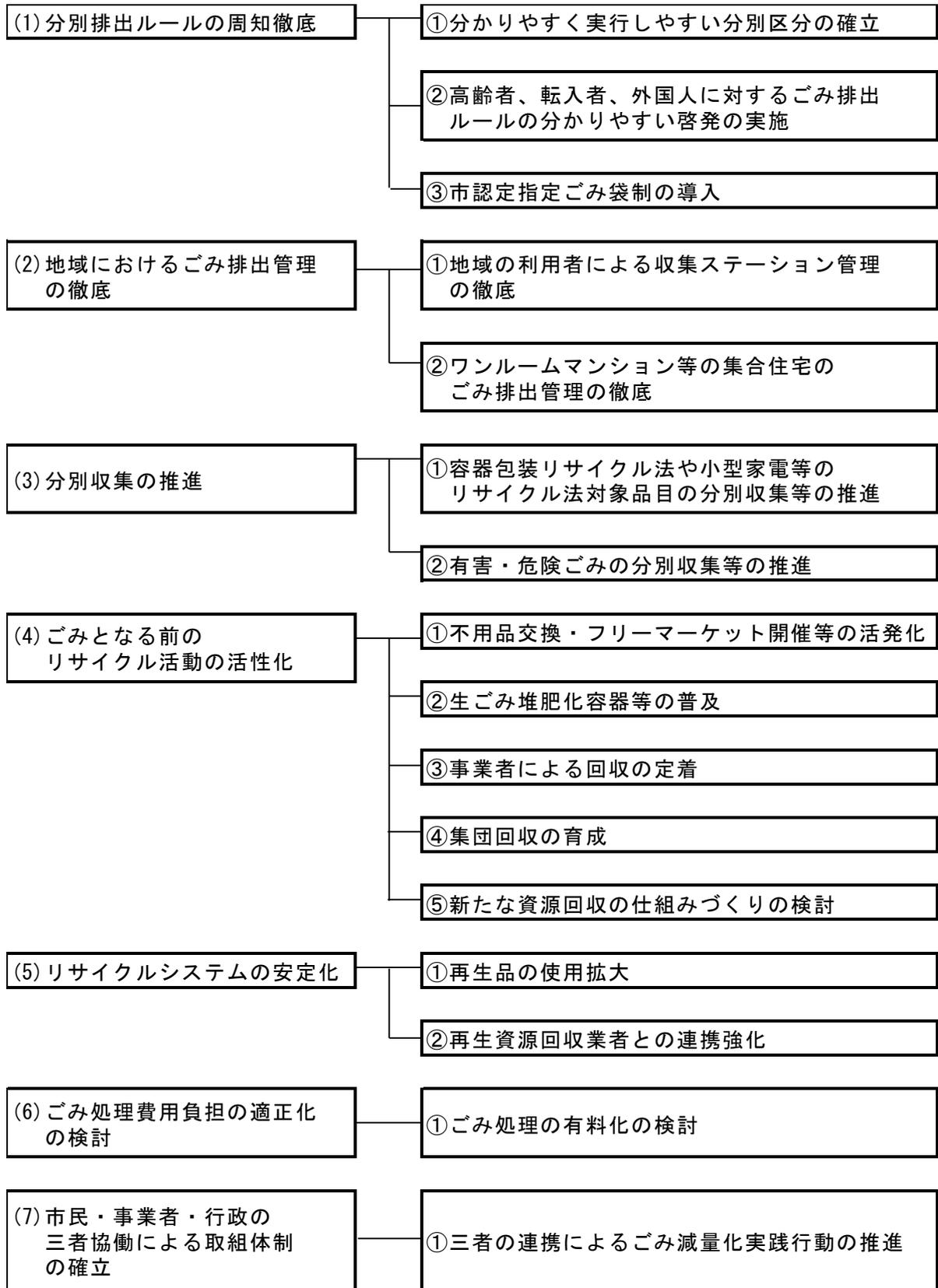
### (3) 市民・事業者・行政の三者協働による取組体制の確立

市民・事業者・行政の三者は相互に自立した関係の中で、ごみ減量化に対する立場別の課題や解決策について理解を深め、課題の解決に向けた連携を図る必要があります。また、三者の連携も強化する必要があります。

このため、三者が環境負荷の低減や資源の有効利用等の共通目的に向けて、様々な側面から解決策を話し合い、知恵を出し合う場と、実際に協働して取り組みを進めるよう本市がコーディネート機能を発揮します。

項 目	取 り 組 み 内 容
第1節(3)① 三者の連携によるごみ減量化実践行動の推進	○ごみ減量目標到達の意義等を三者で共有化し、連携してごみ減量化実践行動を推進。 ○三者が共通の目標をめざして、ともに行動が実践できるように、関係者が参画する高槻市環境フェア等を開催し、連携のきっかけの場づくりを実施。

## 第2節 リサイクルシステムの推進



(1) 分別排出ルールの周知徹底

ごみ分別を実行することは、ごみ減量化の基本であり、必須の手段です。このため、分別や排出ルールを市民にわかりやすく伝えるため、分別区分の説明をできる限り分かりやすくし、生活感覚に対応したものとします。一方、収集後の効率的なリサイクルや処理が可能となるように、収集対象以外の異物が混入しないように分別を徹底する義務が市民にはあります。このため、市認定指定ごみ袋制の導入を検討します。また、分別排出は1人1人が守るべき基本的な行動ですが、自治会等を通じて住民同士で排出ルールを教えあえるようなコミュニティを育んでいきます。

項 目	取 り 組 み 内 容
第2節(1)① 分かりやすく実行しやすい分別区分の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ減量に対する効果、収集に要する経費、市民の分別排出に対する理解の得やすさ等を勘案して、分かりやすく実行しやすい分別区分を確立。</li> <li>○収集後の処理・リサイクルの方法までを市民に十分説明して、現在の収集区分・内容の必要性への理解の向上を求め、適正な分別排出へ市民を誘導。</li> <li>○リサイクル推進のための情報提供の充実。</li> </ul>
第2節(1)② 高齢者、転入者、外国人に対するごみ排出ルールの分かりやすい啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高槻市ごみアプリ（スマートフォン用のごみ排出日連絡、分別排出方法の解説）の充実・活用による排出ルールの浸透。</li> <li>○転入者や高齢者に対して自治会及び廃棄物減量等推進員経由のごみ排出ルールの啓発。</li> <li>○外国人向けのごみ排出ルールの啓発。</li> </ul>
第2節(1)③ 市認定指定ごみ袋制の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ減量やリサイクルの促進に相当の効果があるほか、資源ごみへの異物の混入防止や収集作業における安全性の確保、事業系ごみの家庭系ごみへの混入防止等、適正な分別排出を市民へ誘導するため、透明袋による、また、家庭系ごみの指定袋であることがごみ袋の表面の文字で判別できる、市認定指定ごみ袋制導入を検討。</li> <li>*ごみ処理費用を市認定指定ごみ袋の価格に、上乗せするものではないので、有料化ではありません。</li> </ul>

## (2) 地域におけるごみ排出管理の徹底

収集ステーションは市内に約7千か所あり、それぞれの収集ステーションの利用者によって管理されています。利用者の意識や生活習慣によって、分別や排出日・時間等の排出ルールが徹底されていない場合があるため、地域単位でごみの分別と排出方法の周知徹底を進め、ごみ排出についての地域の自治を確立します。

項目	取り組み内容
第2節(2)① 地域の利用者による 収集ステーション管理 の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>○収集ステーションへの基本的排出ルールの掲示。</li> <li>○収集業者からの連絡による排出違反ごみ取り残しデータ及び廃棄物減量等推進員からの地域の収集ステーション排出実態の連絡等により、市内の収集ステーション排出実態を掌握。</li> <li>○分別状況・排出状況が悪い収集ステーションについて、行政と地域の連携による改善。</li> </ul>
第2節(2)② ワンルームマンション 等の集合住宅のごみ排 出管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会経由のごみ情報が伝わりにくいワンルームマンション等の集合住宅のオーナーや管理する不動産会社等に対して、居住者への排出ルール説明責任制度の確立。</li> <li>○市内に立地する大学へ、新入生ガイダンス等で本市のごみの出し方等の説明について協力を要請。</li> </ul>

## (3) 分別収集の推進

その他プラスチック製容器包装ごみについては、一定量のごみ減量効果が得られるものの、平成24年度審議会の「費用対効果を考慮し、熱リサイクルを継続使用とする答申」内容を十分に考慮し、また、高槻クリーンセンターの効率的な運用、収集運搬・選別保管に多額の経費を要するため費用対効果についても考慮した上で、分別収集の実施の有無について十分検討します。その他の品目については各種のリサイクル法に基づき分別収集を拡充します。また、有害・危険ごみの分別収集についても検討していきます。

項目	取り組み内容
第2節(3)① 容器包装リサイクル法 や小型家電等のリサイ クル法対象品目の分別 収集等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資源化を推進するため、缶・びん・ペットボトルを資源ごみとして一緒に収集する等、分別収集のあり方を検討し、ペットボトルの分別収集を促進。</li> <li>○紙類の資源化を推進するため、雑がみが資源であることの市民の認識度向上に努めるとともに、リサイクルごみや集団回収への排出促進。</li> </ul>

項 目	取 り 組 み 内 容
	<p>○その他プラスチック製容器包装は、当面は現行方式を継続(混合収集し、エネルギー利用)するが、ごみ減量が予定通り進まない場合には、高槻クリーンセンターの効率的な運用、収集運搬・選別保管に多額の経費を要するため費用対効果についても十分考慮し、分別収集の実施の有無について検討。</p> <p>○小型家電については不燃ごみからのピックアップ方式等、市の実情にあった効率的な回収方式を採用。</p>
第2節(3)② 有害・危険ごみの分別 収集等の推進	○蛍光管、二次電池等の有害・危険物の市民・事業者・行政の協働による回収の仕組みづくりの推進。

#### (4) ごみとなる前のリサイクル活動の活性化

本市は市民・事業者によるリサイクル活動が活性化するように、啓発活動や支援事業を行い、不用品交換・フリーマーケット、古紙等の集団回収、スーパーマーケット等での店頭回収、生ごみ堆肥化等、市民・事業者が主体となったリサイクル活動を活性化します。

項 目	取 り 組 み 内 容
第2節(4)① 不用品交換・フリーマー ケット開催等の活性化	○地域の自主的なフリーマーケット等の活動に対し開催場所の提供等、市民との連携を強化。
第2節(4)② 生ごみ堆肥化容器等の 普及	<p>○生ごみ堆肥化容器事業の継続。</p> <p>○段ボールコンポストの普及推進の検討。</p>
第2節(4)③ 事業者による回収の 定着	<p>○容器包装の店頭回収実施店舗の状況の把握。</p> <p>○耐久製品、有害・危険物等の事業者による回収拡大を要請。</p>
第2節(4)④ 集団回収の育成	○地域で実施されている集団回収の連絡先、回収場所、回収日時等の周辺住民への広報システムを検討し、実施団体に所属していない地域住民の参加を促進。
第2節(4)⑤ 新たな資源回収の仕組 みづくりの検討	○古紙・衣類の常設型の資源回収拠点の設置等、新たな資源回収の仕組みづくりの検討。

(5) リサイクルシステムの安定化

循環の輪の確立には、実際に回収を行う資源回収業者や再生を行う事業者との連携の強化や、再び商品として再生された製品の使用拡大を図ることが重要です。これらを推進することにより、リサイクルシステムの安定化を図ります。

項目	取り組み内容
第2節(5)① 再生品の使用拡大	○再生品の使用拡大のため、市民、事業者へ、再生品情報の提供拡大等の啓発活動を充実。 ○行政自らのグリーン購入の推進。
第2節(5)② 再生資源回収業者との連携強化	○再生資源回収業者は回収品目、引取条件等の情報を排出業者に積極的に発信。

(6) ごみ処理費用負担の適正化の検討

ごみの減量のためには、経済的動機付けが働く粗大ごみやその他の家庭ごみ収集の有料化が有効との指摘もありますが、近年ごみは減少傾向を示す一方で、消費税の増税や景気の停滞に伴い有料化の導入は市民生活へ与える影響も大きく、当面はごみ減量のための各種施策を実施し、減量目標値への達成状況等を踏まえた上で、周辺の都市の有料化の導入状況等を勘案しながら、慎重に検討していきます。

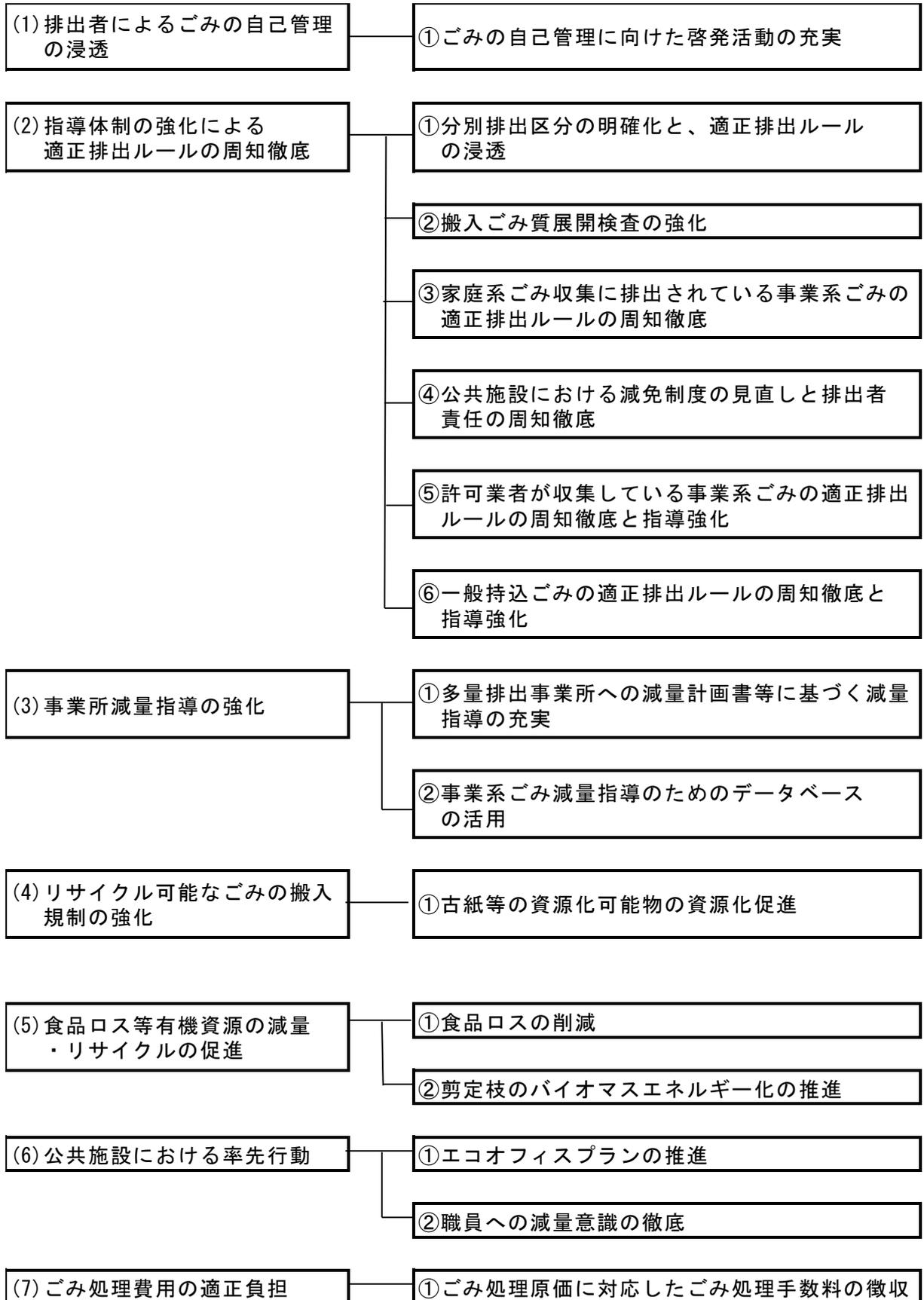
項目	取り組み内容
第2節(6)① ごみ収集の有料化の検討	○ごみ減量のための各種施策を実施し、減量目標値への達成状況等を踏まえた上で、周辺の都市の有料化の導入状況等を勘案しながら、3R（発生抑制、再使用、再生利用）を推進するために有料化の導入については、慎重に検討。

(7) 市民・事業者・行政の三者協働による取組体制の確立

第1節(3)①と同様に、リサイクルについても本市がコーディネータ機能を発揮します。

項目	取り組み内容
第2節(7)① 三者の連携によるごみ減量化実践行動の推進	○リサイクルについて、第1節(3)①と同様の取り組みを行う。

### 第3節 ごみの適正処理の推進



(1) 排出者によるごみの自己管理の浸透

事業活動から排出されるごみの処理責任は、排出事業者にあることを周知徹底し、ごみを排出する事業者が、ごみの発生段階から管理を徹底し、ごみの減量化に努めるように、啓発、指導を行います。

項 目	取 り 組 み 内 容
第3節(1)① ごみの自己管理に向けた啓発活動の充実	○事業系ごみの減量の研修会・セミナーの開催等による啓発活動の充実。 ○商工会議所等の事業者と連携して、研修会・セミナーを開催する等により、ごみの自己管理意識の浸透。

(2) 指導体制の強化による適正排出ルールの周知徹底

事業系ごみの適正排出ルールを排出事業者に浸透するため、許可業者に対して排出事業者の分別排出に対応できる収集体制の整備を指導します。さらに、行政の体制を拡充し、搬入ごみ質展開検査の強化と結果(情報)の活用を図るとともに、許可業者と連携して排出事業者へ適正排出ルールを周知徹底と指導強化を図ります。

項 目	取 り 組 み 内 容
第3節(2)① 分別排出区分の明確化と、適正排出ルールの浸透	○適正処理とリサイクルの推進のため、分別排出区分(例えば、可燃、資源、粗大(不燃)の3区分に分別等)の明確化と、産業廃棄物搬入禁止、処理困難物搬入禁止、市外ごみの適正排出ルールの浸透。
第3節(2)② 搬入ごみ質展開検査の強化	○産業廃棄物、処理困難物、市外ごみ等の高槻クリーンセンターで受入をしていないごみが搬入されていないか確認するため、計量場所、プラットホーム等での搬入ごみ質展開検査を強化。
第3節(2)③ 家庭系ごみ収集に排出されている事業系ごみの適正排出ルールの周知徹底	○店舗付き住宅等における事業系ごみの家庭系ごみへの適正排出ルールの周知徹底。 ○市認定指定ごみ袋制の導入による事業系ごみの家庭系ごみへの混入防止。
第3節(2)④ 公共施設における減免制度の見直しと排出者責任の周知徹底	○公共施設等の減免制度を見直し、経済的動機付けによるごみ減量及びリサイクルを推進。また、ごみ処理責任は排出事業者にあることを周知徹底。 ○公共施設等のごみの処理マニュアルを活用し、ごみ減量と適正処理の推進。

項 目	取 り 組 み 内 容
第3節(2)⑤ 許可業者が収集している事業系ごみの適正排出ルールの周知徹底と指導強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○搬入ごみ質展開検査結果（情報）の活用による搬入違反許可業者、排出事業者への指導強化。</li> <li>○許可業者収集員研修会の開催等による許可業者の意識改革。</li> <li>○本市と許可業者が連携して、排出事業者へ適正排出ルール遵守の指導。</li> </ul>
第3節(2)⑥ 一般持込ごみの適正排出ルールの周知徹底と指導強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般持込事前届出書と搬入ごみ質展開検査結果（情報）を活用して、排出ルール違反者の把握と指導強化。</li> </ul>

### (3) 事業所減量指導の強化

多量排出事業所（延べ床面積が3,000㎡以上又はごみ排出量が日量250kg以上）に対する減量指導体制を強化するとともに、事業系ごみの減量を推進します。

項 目	取 り 組 み 内 容
第3節(3)① 多量排出事業所への減量計画書等に基づく減量指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多量排出事業所への立ち入り指導体制を充実。また、リサイクルの推進のための助言・指導体制を充実。</li> <li>○廃棄物管理責任者研修会の開催と内容の充実。</li> <li>○延べ床面積の要件を検討し、多量排出事業所の指導を充実。</li> <li>○減量等計画書を活用して、各事業所のごみ排出量の自主管理の目安となる業種別減量目標の設定を検討。</li> </ul>
第3節(3)② 事業系ごみ減量指導のためのデータベースの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○搬入ごみ質展開検査結果（情報）と排出ルール違反事業所のデータベース化等、事業系ごみ減量指導のためのデータベースの活用。</li> </ul>

**(4) リサイクル可能なごみの搬入規制の強化**

高槻クリーンセンターに可燃ごみとして搬入されている、古紙類、剪定枝等のリサイクル可能なごみについては、近隣での民間施設による資源化物の受け入れ体制の整備状況、減量目標値の達成状況等を踏まえ、搬入条件を適宜見直し、その資源化の促進とごみ減量の推進を図ります。

項目	取り組み内容
第3節(4)① 古紙類等の資源化可能物の資源化促進	○搬入ごみ質展開検査や搬入ごみ監視体制の強化による搬入実態の把握。

**(5) 食品ロス等有機資源の減量・リサイクルの促進**

食品ロス削減のため、市民と事業者が相互理解を深め、食べ残しを少なくする取り組みを推進するとともに、リサイクルを推進していきます。剪定枝等の木質系廃棄物は、ペレット化してエネルギーとしての利用や堆肥化をさらに進めます。

項目	取り組み内容
第3節(5)① 食品ロスの削減	○食品リサイクル法に基づく生ごみリサイクルの推進 ○市民・事業者の相互理解を深め、食品ロス削減の取り組みの推進。 ○食品ロス削減のための情報提供の充実。
第3節(5)② 剪定枝のバイオマスエネルギー化の推進	○事業者が剪定枝や草等の木質系バイオマスのリサイクルの推進ができるよう、受け入れ資源化施設の情報を収集。

**(6) 公共施設における率先行動**

民間事業所の取り組みの手本となるよう、公共施設において、率先してごみ減量化・リサイクルを実践します。

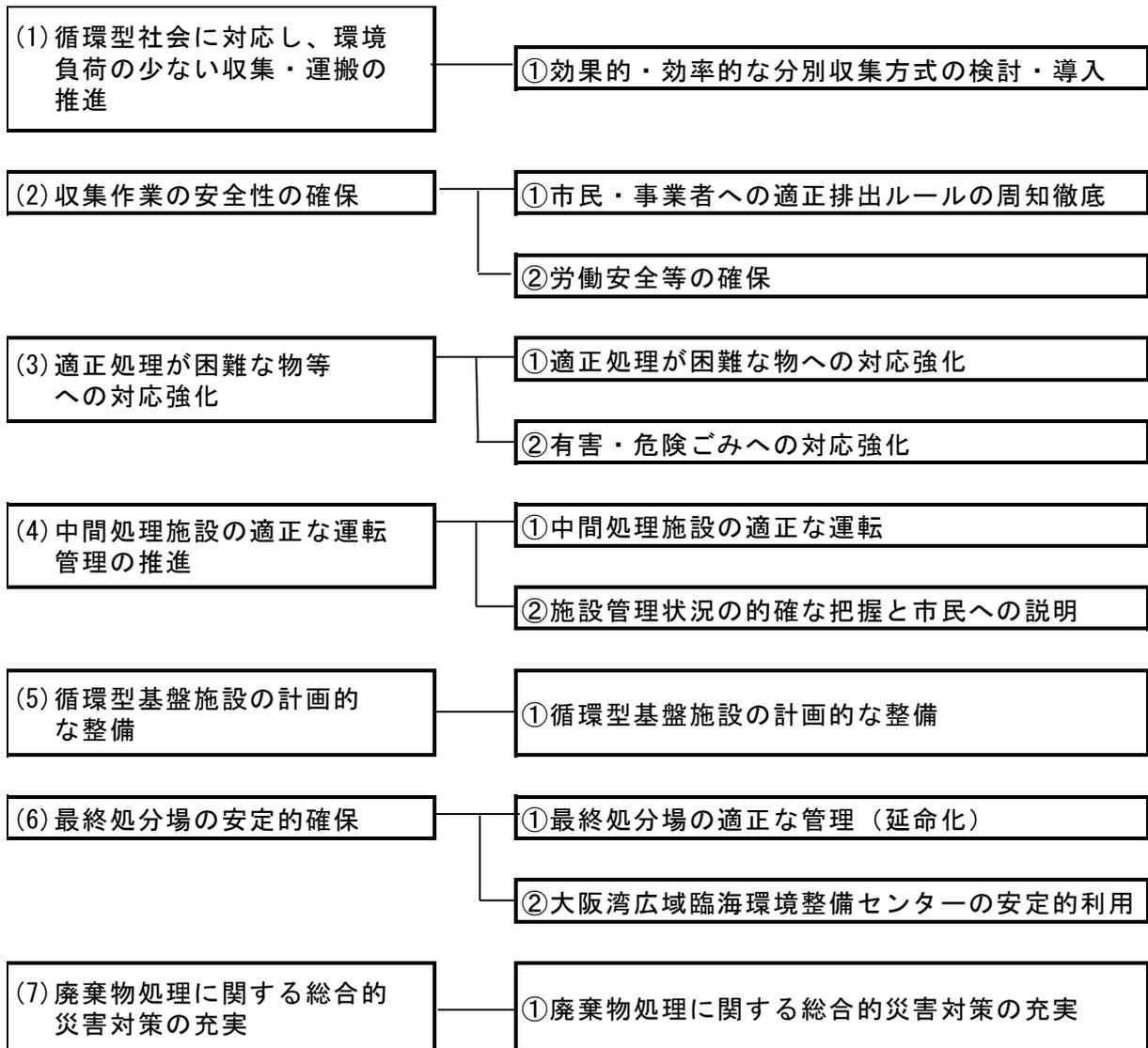
項目	取り組み内容
第3節(6)① エコオフィスプランの推進	○エコオフィスプラン（地球温暖化防止を含む率先実行計画）に基づき、紙の使用削減及び焼却ごみ量削減を推進。 ○庁内古紙回収、機密文書リサイクルの継続実施。
第3節(6)② 職員への減量意識の徹底	○職員研修の充実。

### (7) ごみ処理費用の適正負担

事業系一般廃棄物処理手数料については、現在、許可業者に対する減免制度の解消に向けて段階的な減免率の削減を行っており、近隣市の状況を勘案し、原価計算に基づいた処理手数料のあり方について検討していきます。

項 目	取 り 組 み 内 容
第3節(7)① ごみ処理原価に対応したごみ処理手数料の徴収	○段階的な減免率の削減の継続。 ○将来的には、原価に対応したごみ処理費用徴収のあり方について検討。

第4節 循環型処理システムの計画的な整備



(1) 循環型社会に対応し、環境負荷の少ない収集・運搬の推進

循環型社会の形成のために、リサイクルと適正処理に向けた効果的・効率的な収集体制の整備を進めます。また、環境に配慮した収集機材導入の拡大等により環境負荷の低減に努めます。

項目	取り組み内容
第4節(1)① 効果的・効率的な分別収集方式の検討・導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分別収集品目の拡大に対応して、他都市の事例等の情報収集を行う等により、分別協力率の向上に効果的で、収集経費から見て効率的な分別収集方式を検討・導入。</li> <li>○ 収集効率を高める収集車両の検討・導入。</li> <li>○ 委託業者と意見交換を定期的に行い、収集ルート等の見直しによる効率的な収集の実施。</li> </ul>

## (2) 収集作業の安全性の確保

収集作業は、交通災害や危険ごみの爆発による車両火災、さらにはガラス片等の鋭利なものでの傷害、飛散するものでの身体汚染等、危険・不衛生な状況が生じやすい作業です。そこで、排出者である市民・事業者に対してごみ排出の適正化を求めるとともに、収集作業の安全性をより高めるため、分別状態の確認と安全点検を周知徹底し、収集作業の労働安全の確保に努めます。

項目	取り組み内容
第4節(2)① 市民・事業者への適正排出ルールの周知徹底	○収集車両の火災事故等の発生状況を広報誌、ホームページ等で情報提供。また、地元懇談会や事業所向け研修会等において写真、動画等を用いて、発生状況や原因と適正排出ルールを分かりやすく周知徹底。
第4節(2)② 労働安全等の確保	○労働安全等の研修会の充実。 ○収集委託業者、許可業者への収集作業の安全確保の指導。 ○安全確保のための車載設備等の充実。

## (3) 適正処理が困難な物等への対応強化

市の処理施設で適正処理が困難な物や有害・危険ごみについては、排出者責任や拡大生産者責任を求め、生産者等が回収等を行うことを原則とした対応を推進します。

項目	取り組み内容
第4節(3)① 適正処理が困難な物への対応強化	○市の処理施設で適正処理が困難な物の生産者・販売者による回収の推進。
第4節(3)② 有害・危険ごみへの対応強化	○在宅医療に用いた注射針の医療機関による回収システムの確立。 ○二次電池、カセットボンベ等の有害・危険ごみへの拡大生産者責任の考え方の導入。 ○生産者・販売者等への回収の要請。 ○市民・事業者への適正な排出先の情報提供。

(4) 中間処理施設の適正な運転管理の推進

焼却・破碎を行っている第一工場、第二工場の適正な運転管理に努め、施設を円滑に運営します。処理に伴う環境への影響についての監視を行うとともに、データを公表します。

項目	取り組み内容
第4節(4)① 中間処理施設の適正な運転	<ul style="list-style-type: none"> <li>○焼却処理量の減量化による施設の延命化。</li> <li>○燃焼温度、排ガス温度等の適正な管理による運転。</li> <li>○2工場体制の効率的・効果的な運営。</li> </ul>
第4節(4)② 施設管理状況の的確な把握と市民への説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有害化学物質等の測定。</li> <li>○測定データ・運転状況データの公表。</li> </ul>

(5) 循環型基盤施設の計画的な整備

現第一工場は、平成27年6月で稼働後35年を経過しました。このため、現在、平成31年3月の稼働をめざし、第一工場の更新事業(150t/日)に着手しています。第一工場更新事業完成後には、現第二工場が稼働後30年をむかえます。このため、今回策定する高槻市一般廃棄物処理基本計画の焼却処理量15%削減の目標を達成し、処理施設全体の安定的・効率的・経済的な運用を図ることを前提に、第二工場の次期基幹的整備について検討していきます。

項目	取り組み内容
第4節(5)① 循環型基盤施設の計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第一工場の施設整備計画に基づく円滑な整備事業の推進。</li> <li>○稼働後の第一工場の適切な維持管理と環境モニタリング調査の実施による環境への影響について監視。</li> <li>○焼却処理量15%削減の目標を達成し、処理施設全体の安定的・効率的・経済的な運用を図ることを前提に、第二工場の次期基幹的整備について検討。</li> </ul>

#### (6) 最終処分場の安定的確保

広域最終処分場の安定的な確保を図るとともに、ごみ減量化の推進等により最終処分量の削減（最終処分場の延命化）に努めます。また、平成39年度に事業終了予定の大阪湾フェニックス計画事業について、新たな広域的最终処分場の安定的な確保を国・府等へ要望していきます。

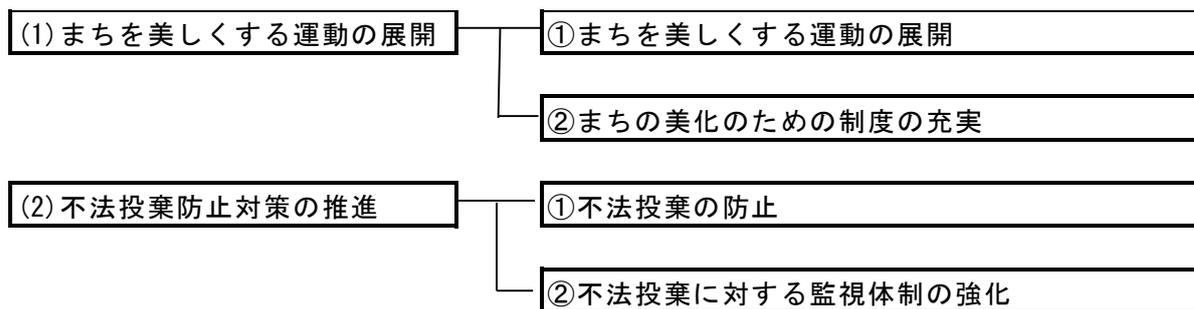
項目	取り組み内容
第4節(6)① 最終処分場の適正な管理（延命化）	○埋立処理量の削減と最終処分場の適正な管理の推進。 ○最終処分場閉鎖後の環境監視の強化。 ○安全で有効な跡地利用の検討。
第4節(6)② 大阪湾広域臨海環境整備センターの安定的利用	○ごみ減量化の推進により、埋立処理量の削減。 ○新たな広域的最终処分場の安定的な確保を国・府等へ要望。

#### (7) 廃棄物処理に関する総合的災害対策の充実

将来発生することが予想される大規模な地震や水害等に対して、災害廃棄物処理計画を策定します。また、震災時における収集作業、中間処理施設での運転維持のための対応マニュアルの充実等、総合的震災対策の充実を図ります。

項目	取り組み内容
第4節(7)① 廃棄物処理に関する総合的災害対策の充実	○災害廃棄物処理計画の策定。 ○収集作業、中間処理施設での運転維持のための対応マニュアルの充実。

## 第5節 美しいまちづくりの推進



### (1) まちを美しくする運動の展開

市民団体・関係団体と市が連携し、平成18年4月に施行した「高槻市まちの美化を推進する条例」に基づき、まちを美しくする運動を展開します。また、まちの美化に配慮した収集ステーションの整備を促進します。

項 目	取 り 組 み 内 容
第5節(1)① まちを美しくする運動の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○清掃イベント等の実施による、地域での清掃活動の活性化とまちを美しくする運動の市民への定着。</li> <li>○市民・事業者がまちの美化に参加し、市内の一斉清掃を行う環境美化推進デーへの参加地域等の拡大。</li> <li>○環境美化推進重点区域、路上喫煙禁止区域の指定を順次拡大し、まちの美化を推進。</li> </ul>
第5節(1)② まちの美化に配慮した収集ステーションの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集合住宅等における、まちの美化に配慮した収集ステーションの確保の指導。</li> </ul>

### (2) 不法投棄防止対策の推進

不法投棄や散在性ごみを防止するため、市民への啓発を進めるとともに、自治会等地域、警察、道路管理者との連携による監視体制を強化します。

項 目	取 り 組 み 内 容
第5節(2)① 不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防護柵の設置要請等、不法投棄されにくい環境の整備。</li> <li>○自治会等地域、警察、道路管理者等との連携。</li> <li>○あき地の清潔保持に関する条例に基づき、あき地の清潔を保持し不法投棄のしにくい環境づくり。</li> </ul>

項 目	取 り 組 み 内 容
第5節(2)② 不法投棄に対する監視 体制の強化	○不法投棄多発地点のパトロールの充実。

# 第3部 生活排水処理基本計画

## 第1章 生活排水処理の現状と基本的課題

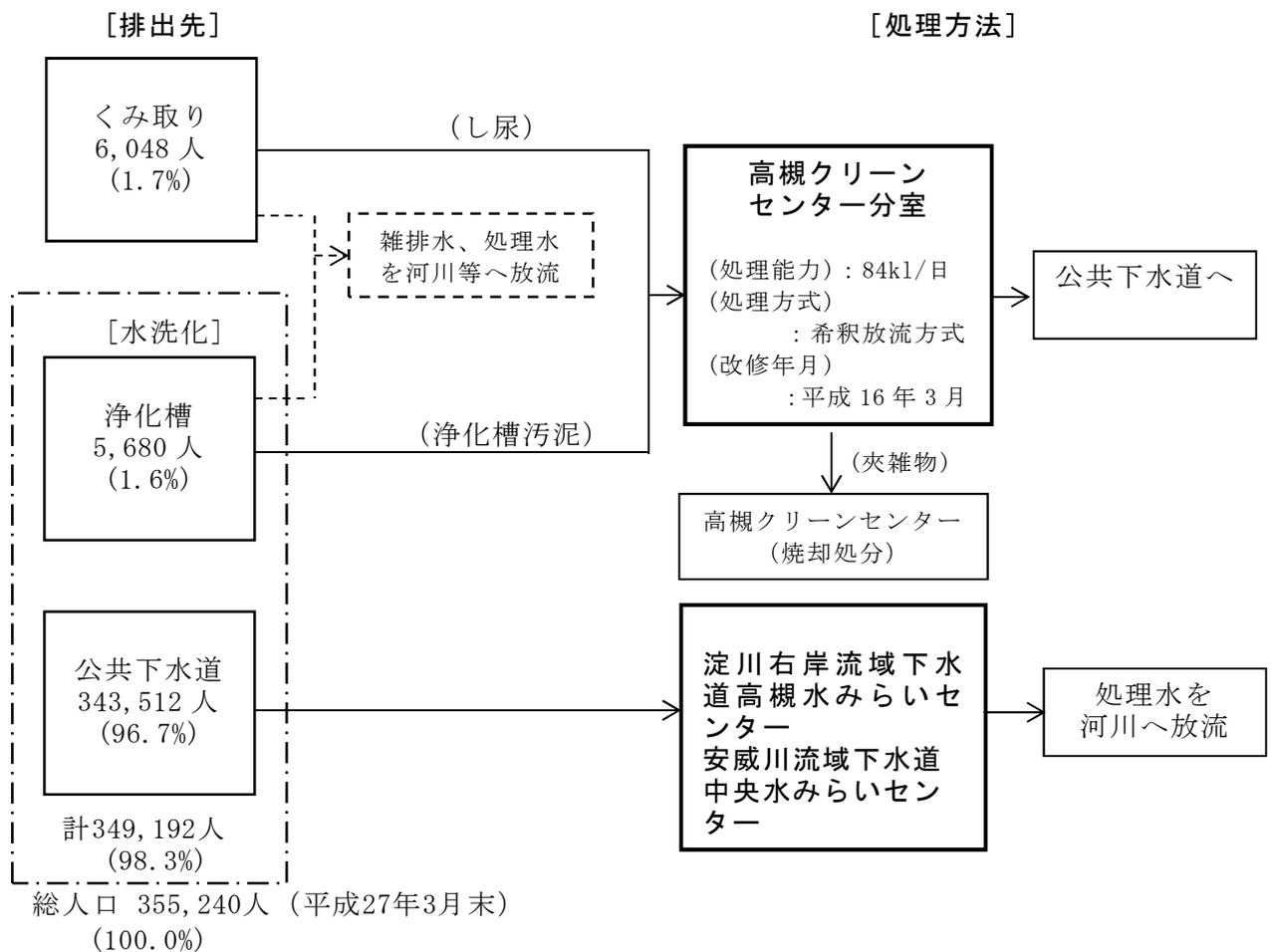
### 第1節 生活排水処理の現状

#### (1) 生活排水処理システムの概要

本市では、昭和60年から重点施策として公共下水道整備に取り組んだ結果、整備人口普及率（整備区域内人口÷総人口）は、平成26年度末には、99.5%の市民に下水道の利用が可能となりました。しかし、公共下水道の整備計画区域外である農山間部や、下水道供用開始区域内での未接続家庭も見られ、本市の生活排水処理の現状は図4-1に示すとおりとなっています。

高槻クリーンセンター分室は、くみ取りし尿や浄化槽汚泥の処理を行ってききましたが、平成15年度末に公共下水道への暫定放流に切り替え、夾雑物の除去と希釈のみを行う、処理能力84kl/日の施設となっています。

図4-1 生活排水処理システムの概要



## (2) 生活排水の処理方式別動向と現状

昭和60年度に緊急公共下水道整備3か年計画を策定し、その後引き続いて8次(平成27年2月改定)にわたる公共下水道整備計画により積極的に推進してきました。

これにより公共下水道整備が進み、図4-2に示すように公共下水道水洗化人口は年々増加する一方で、浄化槽処理人口やくみ取り人口は低下しています。

また、公共下水道整備対象区域外の地域においては、平成24年度より市が個人の住宅ごとに合併処理浄化槽を設置し、維持管理する「公設浄化槽事業(浄化槽市町村整備推進事業)」に取り組んでおります。

その結果、浄化槽設置も含めた水洗化人口は平成26年度末では約349千人となっています(図4-2)。また、全体的には処分量も年々減少し、平成26年度では13千kl(日平均36kl)となっており、高槻クリーンセンター分室での処分量の推移を図4-3に示しています。

図4-2 生活排水の処理方式別人口の動向

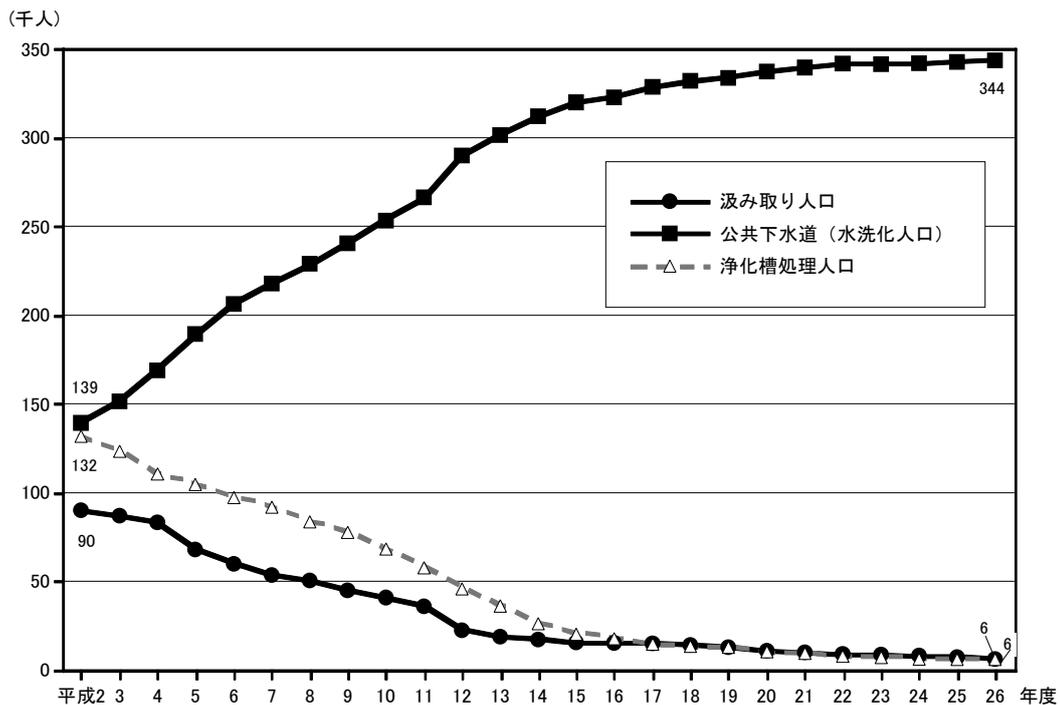
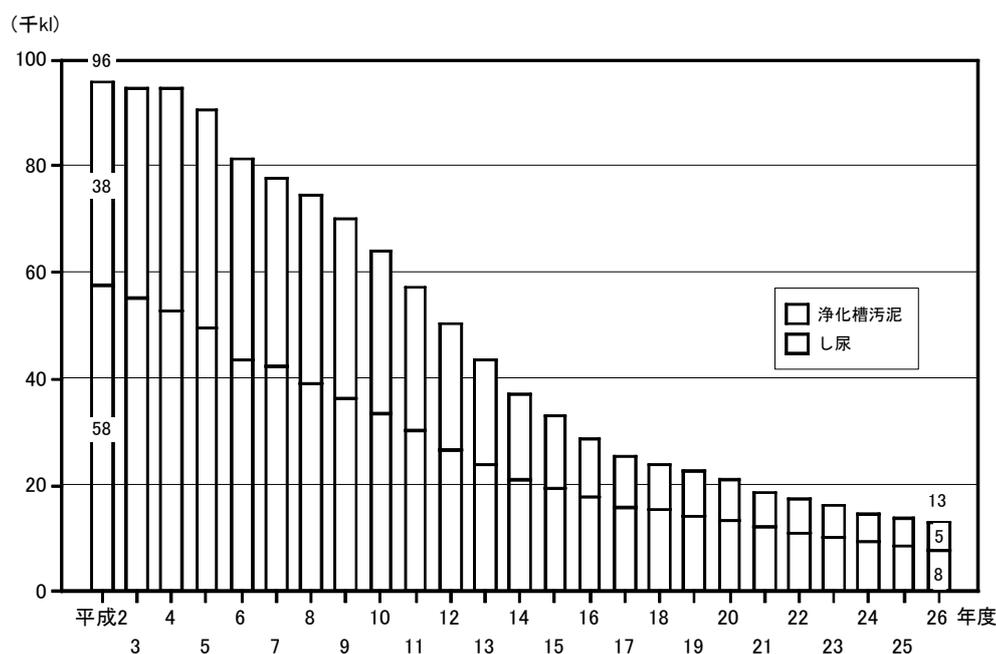


表3-1 生活排水の処理方式別人口(平成26年度)

区分	公共下水道 (水洗化人口)	浄化槽 処理 人口	合併浄化槽		単 独 浄 化 槽	水洗化 小計	くみ取り 人口	自家 処理 人口	合 計
			公設型	個人設置型					
			人口(人)	343,512	5,680	33	1,593	4,054	349,192
割合(%)	96.7	1.6	0.0	0.4	1.2	98.3	1.7	—	100.0

図 4-3 高槻クリーンセンター分室処分量の推移



### (3) し尿・浄化槽汚泥の収集状況

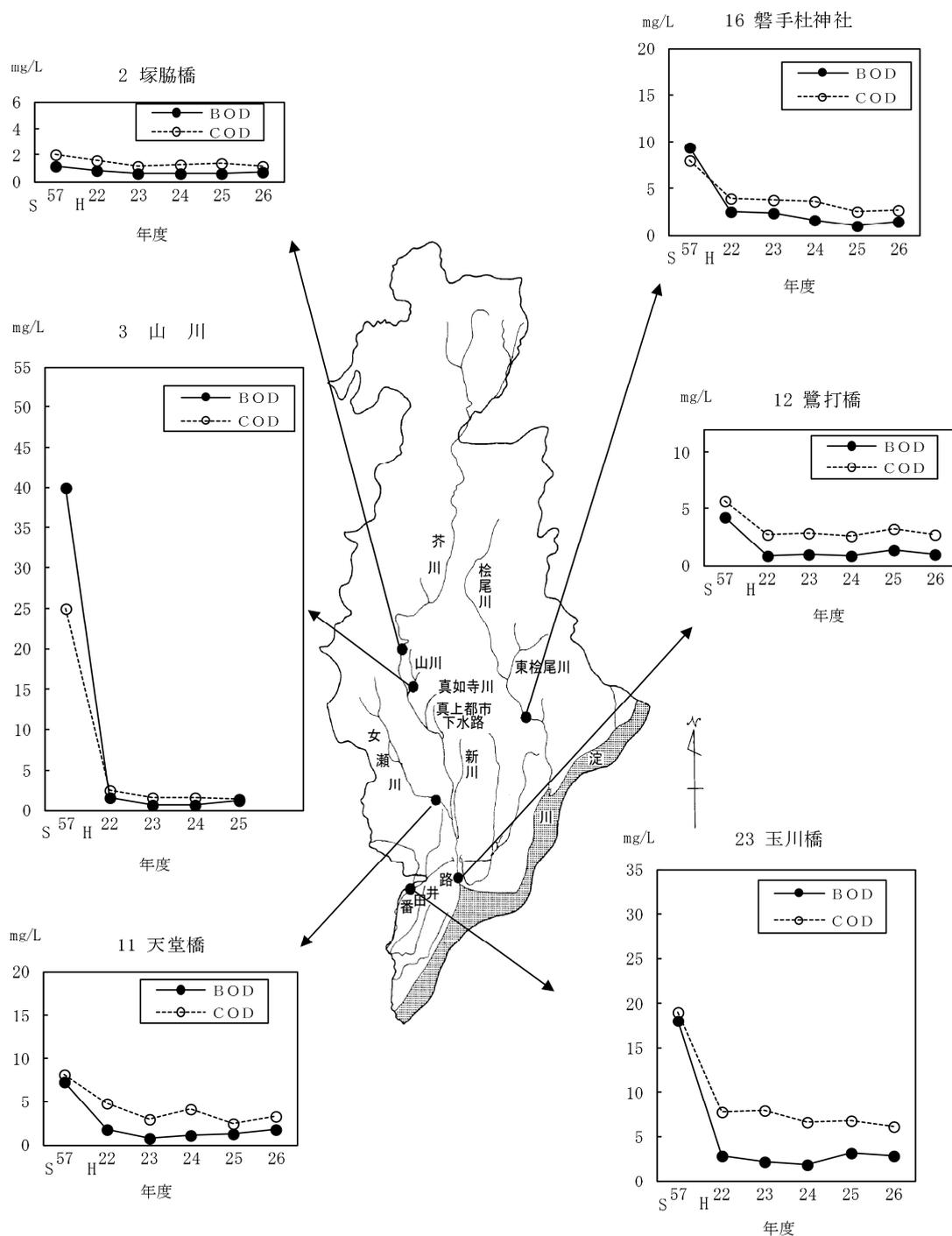
し尿の収集は、一般扱（人員数制）については隔週指定曜日に、従量扱（収集量制）については申込みにより対応しています。一方、浄化槽では、許可業者による定期清掃時に汚泥が引き抜かれ、高槻クリーンセンター分室に搬入されています。

### (4) 市内河川の水質と生活雑排水対策の現状、

市内河川のBOD（生物化学的酸素要求量）とCOD（化学的酸素要求量）でみた水質の経年変化を図4-4に示しました。各市内河川の水質は、年度により若干のバラツキがありますが下水道の整備とともにBOD、CODともに概ね改善されてきました。BOD環境基準については、塚脇橋（芥川上流域 A類型）、鷺打橋（芥川下流域 A類型）、磐手社神社（桧尾川 B類型）の3カ箇所の環境基準点とも環境基準を達成しています。

生活雑排水対策としては、浄化槽の維持管理の徹底に努めるとともに、「広報たかつき」等による市民への啓発に取り組んでいます。

図4-4 市内河川の水質（BOD、COD）の経年変化



## 第2節 計画策定に係る基本的課題

生活排水処理基本計画を策定するに当たっての基本的課題を以下に整理しました。

### ○下水道への速やかな接続

公共下水道整備区域においては、未接続家屋に対して下水道への早期接続を促す必要があります。また、法令に定める接続義務期間を経過した家庭に対して、速やかに接続するよう指導の強化が必要です。

### ○浄化槽の適正な維持管理の徹底

微生物による水処理を安定的に行うため、浄化槽の適正な維持管理に対する啓発・指導の強化が必要です。

### ○ディスポーザー排水処理システムへの対応策の検討

新規集合住宅の建設時に増加していくと予想されるディスポーザー排水処理システムへの対応策について、検討していく必要があります。

### ○山間部における合併浄化槽整備の推進

山間部に家屋が点在するという地域の実情に合わせた生活排水処理の整備手法（「公設浄化槽事業（浄化槽市町村整備推進事業）」）により、合併浄化槽整備の推進を図る必要があります。

### ○公共下水道整備の推進に伴う高槻クリーンセンター分室のあり方の検討

公共下水道整備人口普及率はほぼ100%に近づき、今後、浄化槽処理及びくみ取り人口が大きく減少していくと予想されます。このため、し尿・浄化槽汚泥を処理する高槻クリーンセンター分室のあり方について検討する必要があります。

## 第2章 基本計画

### 第1節 計画目標年度

本計画は、平成28年度から平成37年度までを計画期間とします。

なお、計画期間内であっても計画の達成状況、社会経済情勢、循環型社会形成に係る法制度等が大きく変化した場合には、適宜見直しを行います。

### 第2節 し尿・浄化槽汚泥発生量の予測

し尿・浄化槽汚泥については、平成17年度から26年度の10年間の日平均発生量の実績値の推移を傾向曲線式により近似させて、将来の日平均発生量を予測する方法で平成37年度のし尿・浄化槽汚泥発生量を予測しました。

近似させた予測式は表3-2に示す式です。

将来のし尿・浄化槽汚泥発生量は図4-5のように予測しています。公共下水道の整備が進むにつれて、汚泥発生量は年々減少し、平成37年度には、し尿が日平均9k1/日、浄化槽汚泥が日平均5k1/日になり、合わせて14k1/日になると予想されます。

表3-2 し尿・浄化槽汚泥の日平均発生量予測式

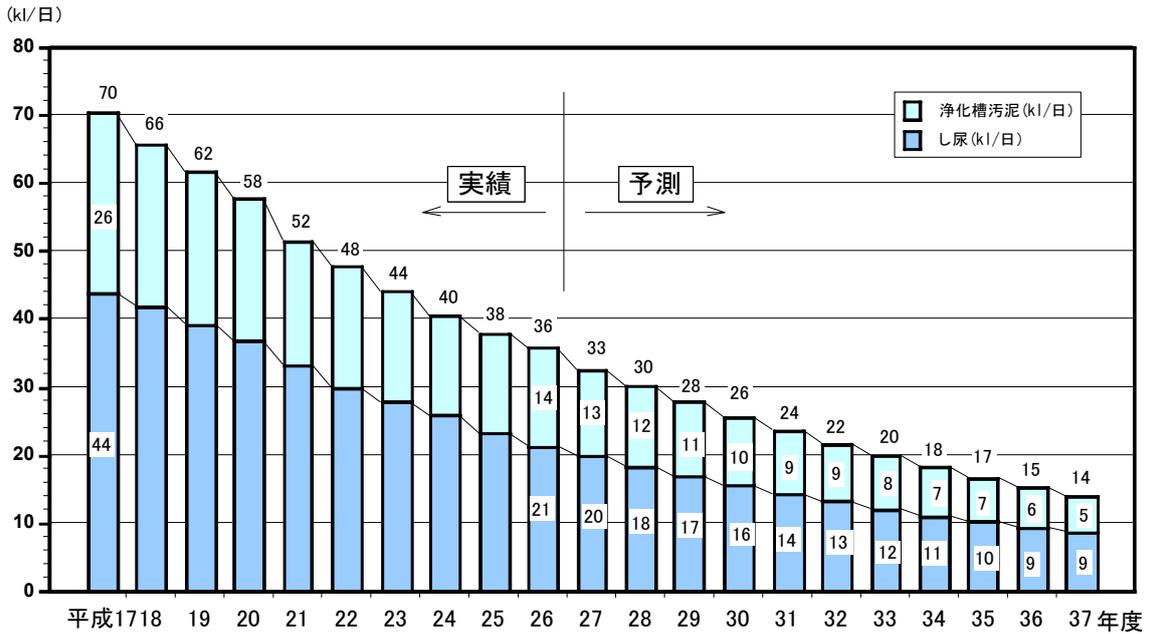
種類	予測式	予測式と係数	相関係数
し尿	指数式	$y = 49.6 \times 0.92025^{(x-16)}$	0.9931
浄化槽汚泥	平方根式	$y = -5.8676 \times \sqrt{(x-16)} + 32.1$	0.9829

(備考) y：日平均発生量 x：和暦(年度)

相関係数：予測式が実績の推移をどの程度近似することができるかを示す係数であり1に近いほど実績の動きに類似した式と言える。

予測式の選定：予測式の選定にあたっては、直線式、逆数式、平方根式、対数式、べき乗式、指数式、ロジスティック式をあてはめて実績値に近似させ、実績と予測式による予測値との差を考慮して予測式の係数を定める回帰分析により予測式の係数を設定した。予測式の選定においては7つの式のうち、10年後の予測値がほぼ中央の数値となり、相関係数がかかなり高い予測式を選定した。

図 4-5 し尿・浄化槽汚泥発生量の予測（日平均量）



### 第3節 生活排水処理基本計画

#### (1) 計画的な生活排水処理の推進

公共下水道整備地域においては、速やかに接続するよう指導してまいります。

また、公共下水道整備計画区域外においては、平成28年度末まで引き続き、公設浄化槽事業による整備を推進してまいります。なお、平成29年度以降につきましては、今後検討していく必要があります。

#### (2) 収集・運搬体制の整備と浄化槽の適正な維持管理の徹底

公共下水道の整備に伴うし尿・浄化槽汚泥の収集対象世帯の減少に応じた収集体制となるよう再編整備を行います。また、浄化槽に対しては、浄化槽の適正な維持管理に対する啓発・指導の強化等、適正な維持管理を管理者に指導してまいります。

#### (3) ディスポーザー排水処理システムへの対応策の検討

新規集合住宅の建設時に増加していくと予想されるディスポーザー排水処理システムへの対応策について、関係機関と調整し対応してまいります。

#### (4) 公共下水道整備の推進に伴う高槻クリーンセンター分室の今後のあり方の検討

下水道普及率はほぼ100%に達し、平成37年には高槻クリーンセンター分室におけるし尿・浄化槽汚泥発生量は14kl/日になると予想されます。このため、現有施設の今後のあり方について検討していく必要があります。

**(5) 生活雑排水対策計画**

河川・水路等の水質改善を図るため、家庭や事業所で日頃から生活雑排水対策を実践するよう、啓発活動・環境教育の充実に努めます。

**(6) 災害時等の対応方策**

災害時等においてし尿の緊急の汲取りが必要な場合は、速やかに委託業者に汲取り要請を行います。また、必要に応じて近隣市町へ協力要請を行います。

# 第4部 計画推進に向けて

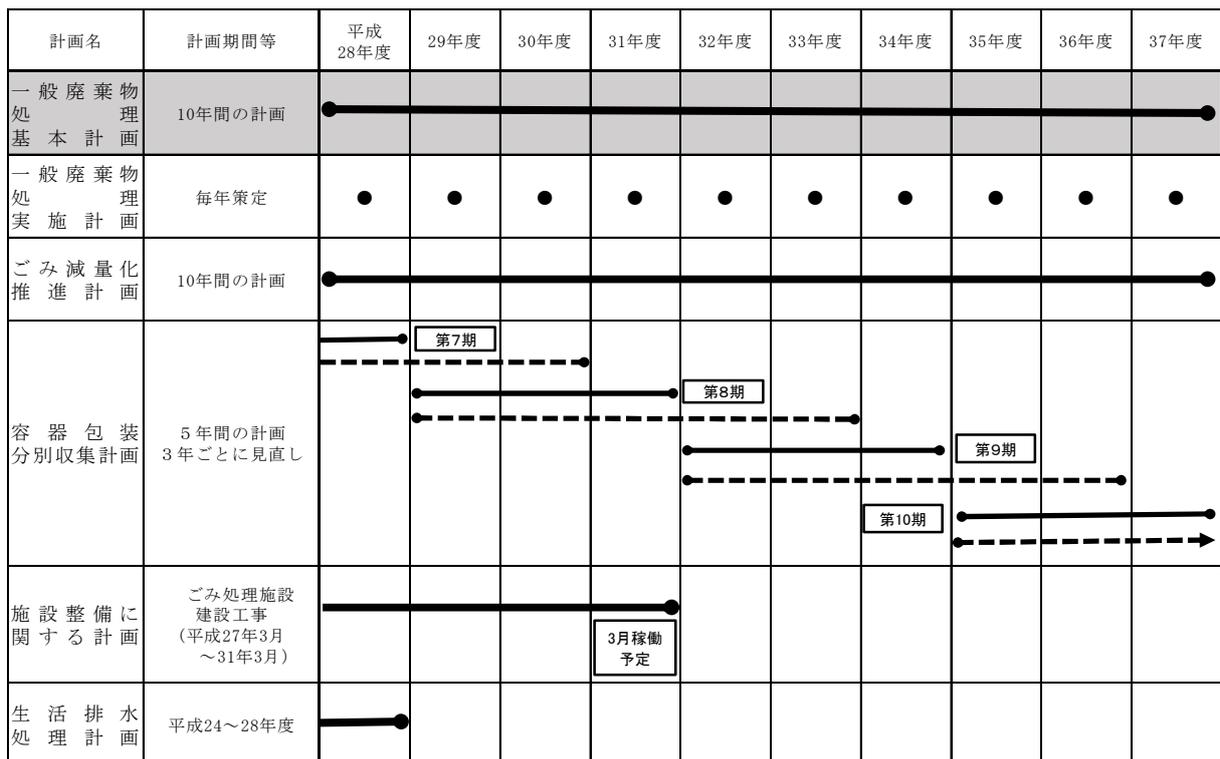
## 第1章 基本計画推進のための施策

### 第1節 基本計画推進のための実施計画等の策定と相互連携の強化

一般廃棄物処理基本計画に基づいた事業・施策の推進に伴い、以下の計画の策定、事業の実施、また、関連計画との相互連携を強化し、本基本計画の推進を図ります。

- 一般廃棄物処理実施計画（年度ごとの一般廃棄物処理計画）
- ごみ減量化推進計画（本基本計画の実施計画）
- 容器包装分別収集計画（3年ごとに見直す5年間の分別収集に関する計画）
- 施設整備に関する計画（ごみ処理施設建設工事（第一工場更新工事））
- 生活排水処理計画の推進（平成24～28年度の計画期間）

図5-1 一般廃棄物処理基本計画及び具体化のための計画



## 第2節 計画推進のための整備項目

計画を着実に推進するために、以下の条件を整備していく必要があります。

### ①計画推進体制の拡充

廃棄物減量等推進員等の市民組織の活性化を図り、ごみ減量化やリサイクルのための取り組みの担い手となるように、誘導します。

市民・事業者・行政の三者の協働・連携による取り組みを進めるため、三者による実行組織の確立、又は、既存組織の実行機能の強化を図ります。

市民生活や事業活動の多岐にわたる側面でごみ減量化を推進するために、庁内において、教育、消費生活、産業、農林業、公園、道路、福祉等を所管する関係各課の連携を強化します。

ごみ収集等を通じた市民・事業者との接点を担う収集職員等との連携を深め、ごみ減量化、適正排出ルールの浸透に一体となって取り組みます。

### ②広域的連携の強化

他市の先進的な仕組みがあれば積極的に見習うようにし、本市が他市よりも優れた部分については積極的に他市に普及させるようにします。

震災・水害等の災害時への対策については、近隣市町村等との体制は確立しているもののより広域に、相互応援・支援を行うため、中遠隔地の自治体との応援体制を整備します。

### ③新たな社会経済システムの形成

本市域内だけでは推進できない社会制度等については、国や大阪府に要請します。具体的には、拡大生産者責任制度の確立、製品・容器包装へのデポジット制度の確立、容器包装リサイクル法における収集経費の事業者負担、適正処理が困難な廃棄物等の生産者責任による回収等の推進があります。

### ④ごみ減量化・適正処理に関する情報収集・提供手法の充実

日常の施策・事業の推進のため、施設の運転のため、また、進行管理のために、各種のデータを蓄積し、ごみ減量化や適正処理に関する情報収集を行います。データの蓄積にあたっては、市民・事業者の協力を得てデータを把握する等、効率的なデータ収集方法を考え、得られたデータは汎用性・継続性を持った整理を行います。

市民・事業者へごみ減量化・適正処理等について啓発活動を行う際には、市民・事業者が情報に触れる機会を多くし、より分かりやすい表現によって情報を提供する等、情報提供手法を充実します。

### ⑤新しい技術等に関する研究・開発の推進

新しいごみ処理・資源再生技術や評価手法等についての研究・開発を日頃から推進し、中間処理施設やリサイクル施設等を整備する場合には、新技術の利用も検討します。

## 第2章 環境マネジメントシステムの考え方に基づく計画の進行管理

環境マネジメントシステムは、計画(Plan)、実行(Do)、点検(Check)、見直し(Action)を繰り返すことにより、目標達成状況を次期の取り組みに反映し、より高次の取り組みを進める環境管理手法です。本計画も、環境マネジメントシステムの考え方により、進行管理を行います。

本計画を実行した後に、施策や事業の実行状況の整理及び減量目標値の成果の把握を行います。整理及び把握した内容から、計画の進捗状況を点検・評価し、中間年度の見直しを行います。

進捗状況の結果は、ホームページ等を利用して、市民、事業者が実践するごみ減量活動等の取り組みのめざすべき方向を共有化できるよう、情報提供を行います。

---

**高槻市一般廃棄物処理基本計画**

**高槻市産業環境部**

担 当：資源循環推進課

TEL 072-669-1886 FAX 072-669-1961  
(sigenjun@city.takatsuki.osaka.jp)

---